

第二十九回国会 文教委員會議録 第五号

昭和三十三年六月二十六日(木曜日)

午前十四時四十分開議

出席委員

委員長 坂田 道太君

理事 稻葉 修君 理事 白井 莊一君

理事 木村 武雄君 理事 永山 忠則君

理事 原田 憲君 理事 小牧 次生君

理事 櫻井 奎夫君 理事 辻原 弘市君

加藤 精三君 北村 徳太郎君

清瀬 一郎君 久野 忠治君

鈴木 正吾君 竹下 登君

谷川 和徳君 徳安 實藏君

平井 義一君 松永 東君

増田 甲子七君 八木 徹雄君

山本 勝市君 受田 新吉君

川村 継義君 小松 幹君

西村 力弥君 野口 忠夫君

堀 昌雄君 本島 百合子君

山崎 始男君

出席國務大臣

文部大臣 難尾 弘吉君

出席府委員

法制局長官 林 修三君

人事院總裁 淺井 清君

人事院事務官 (給与局長) 瀧本 忠男君

総理事務官 (大臣官房公務員調査室長) 増子 正宏君

文部事務次官 高見 三郎君

文部事務官(初等中等教育局長) 内藤 三郎君

委員外の出席者

文部事務官 (大臣官房総務参事官) 齋藤 正君

専門員 石井 島君

六月二十六日

委員 福井順一君、原彪君及び松前重義君辞任につき、その補欠として久野忠治君、小松幹君及び川村継義君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員 久野忠治君辞任につき、その補欠として福井順一君が議長の名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

○坂田委員長 これより會議を開きます。市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案を議題といたします。前会に引き続き質疑を続行いたします。

○辻原委員 資料の点で、これは委員長それから文部省にお尋ねをいたしますが、昨日私の質問の際に資料の要求を三ポイントしておきました。これは主として計数にわたる問題なので、できるだけ早く提示を願って、私自身もその資料について検討した上で、その問題点について留保いたしておきます。質疑をいたしたいと思っておりますから、いつこの資料の提出を願えるか、この点を一つ明らかにしておいていただきたいと思います。

○内藤府委員 なるべく早く出したと思います。

○辻原委員 これはもうたびたび理事會でも言われておりますように、本特別国会の会期も短い、提出者のあなたの方も非常に急いでおられるようであるし、また与党の方でも委員長から特に審議は早からできるだけ早くやってもらいたいという希望もあつた。だからわれわれもその線に従って精力的に審議を続けておるわけです。そういたしますと常識的に考えて、そう一週間も二週間もあるわけじゃないのですから、今あなたの言われたように、なるべくすみやかにというのでは私の質問の段取りもできませんから、もしこれが委員長において提出をされるまでこの委員会のなを留保するとおっしゃるならば、ただいまの御答弁で私は承知いたしますけれども、そうでないならば、委員会の審議に文部省も当然協力しなければいけないのです。その時期を具体的に明示願いたい。

○坂田委員長 委員長から申し上げますが、ただいま早く本委員会に提出を願いたいと思っております。

○辻原委員 その委員長のなるだけ早くということとは、その資料の提出がなされてから、当然その問題について私の質疑を許す、こういう意味を含んでの話ですな。

○坂田委員長 委員長から申し上げますが、ただいま辻原さんから御提出を要求されました資料は、辻原さんも御承知の通りになかなかむずかしい資料だと思っております。しかしながらできる限り

り文部省としても本委員会の運営に差しつかえないように努力するというところでございまして、なるだけ早くこの委員会に間に合うように提出していただきたいということを委員長から要求いたします。

○堀委員 管理職手当の法案につきまして最初、昨日の参議院の本會議におきまして、総理大臣は、「中小学校の校長が組合に入るかどうかは各校長の良識にまかす建前であるが、私は校長がその職務を中正に行うためには組合に加入しない方が望ましいと思う」と、さらに湯山氏の質問に答えまして、「校長の組合加入問題は良識にまつことはもちろんだが私は私なりの見解をのべた。政府としてはこの問題を法律で規定するかどうかを現在研究している」というふうな総理大臣は答えておられますが、これまでこの委員会におきまして、文部大臣はさうなことは現在考えていないというふうにお答えになつておられたのでありますが、すでに政府においては研究をしておるといふことを総理大臣がお答えになつておられます。この点につきまして文部大臣の御見解をお伺いいたします。

○難尾國務大臣 この問題につきましては、政府内部におきましても、また与党の内部におきましても、さうな意見があるというところは事実であります。従いまして総理におかれましても

総理の御見解を昨日申し述べられたことと申すのでありますが、政府において検討中と申しましたのは、いろいろさうな議論もございまして、これをやるかやらないか、その利害得失いかんというふうなことを含めて検討をいたしておる次第でございます。

○堀委員 ただいまのお答えによりまして、すでに研究は始められておるといふふうに理解してよろしくござい

ますか。

○難尾國務大臣 お話の通りであります。目下検討中でございます。

○堀委員 今回の管理職手当の問題でございましてけれども、私どもはこの管理職手当というものが果してロジカルなものであるかどうかを本委員会において検討したもつておるわけであり

ます。私どもの立場といたしまして、校長さんの収入がふえるということとで反対しておるわけではないのであります。どうもこの問題の提出のされ方なり、その内容につきまして、いろいろと納得がいけない点がある、こういうことで私どもはいろいろと議論をさせていたいております。そこでこの問題を当初から可であるとか否であるとかいう格好で、主観的な立場に立つて議論をするということになりますと、おのおの見解の相違というものがはつきりして参るわけでございますけれども、そういう問題を離れまして、より客観的にこの手当というものはロジカルなものであるかどうかという

ことを科学的に分析して参る、こう

いう立場で問題を処理して参りたい。

なるほど国会におきましては私どもは少数でございますし、自民党の皆さん方は多数でございますから、最終的には多数の皆さんの意見に押し切られるであろうという事は予測せられるわけでございます。しかしわれわれがここで論議をいたしますことは、国民が果してこの問題につきましてどういふふうに最終的判断をされるかというところが重大な問題であるわけでござい

ます。そのためには、私どもはいろいろと客観的な立場に立ちまして、国民がそういう判断をなさるための資料をこの場に積み上げて参る、この中で国民が判断されるような状態を作って参りたい、こういうふうな考えで、私は論議を進めさせていただくつもりでございます。どうもあまり政治的な含みのある発言をなさることなく、真実にしてお述べをいただきたい。それはいろいろと立場の相違があり、見解の相違があることはけつこうでございますけれども、基本的な立場としてはなるたけ客観的な立場で、お互いに話を進めていただきたい、このように考えます。

まず最初に伺いたいのは、国家公務員の給与に関する解釈についてでございますが、昨日までの様子を拝見いたしておきますと、この問題につきまして、人事院の見解と文部省の見解の間にいろいろと差のあることが感ぜられるわけでございます。そこで人事院の見解と文部省の見解が異なります場合には、国家公務員につきましてはいずれの見解が優先するかという問題につきまして、人事院総裁並びに文部大臣のお答えを願いたい。

○瀧本政府委員 昨日私からいろいろ御説明申し上げましたが、特別調整額は給与法の第十条の二に規定してござい

ますが、それによりまして、「人事院は、管理又は監督の地位にある職員は、官職のうち人事院規則で指定するものについて、その特殊性に基き、俸給月額につき適正な特別調整額を定めることができる」というようになっておりますので、これが法律の命ずるところでございます。

○堀委員 ただいまの御答弁は、全然私が質問をいたしました意味と異なつた答弁のようでございます。見解が二つに分れた場合には、人事院の見解が優先するの、文部省の見解が優先するの、この二つを伺っておるのであります。私は給与法の第十条の二について質問いたしておるわけではございませんので、その点をはっきりお答えを願いたいと思います。

○瀧本政府委員 人事院は給与法に従いまして、特別調整額を支給しておるのでございまして、給与法の十条の二によりまして、特別調整額の支給に付いての基準額がここに出ておるのであります。これに従ってやっておるわけであり

ます。○堀委員 答弁になっておりません。いずれが優先するかという点について率直に答えていただきたい。私が最初に申し上げましたのは、そのような答弁をいただくつもりでこの議論を進めておるわけではありませんか、どうか一つ最初に申し上げたことが了承されておりましたならば、そういうことをはぐらかすことのないように、問題の核心について率直簡明にお答え願いたい、このように考えております。

○瀧本政府委員 給与法につきましては、この法律の施行は、これは国家公務員の場合でございますが、人事院がこの法律の解釈をいたすことになって

おります。○堀委員 ちょっと終りの方が聞えなかつたのでございしますが、もう一回ちよつと……○瀧本政府委員 給与法につきましては、国家公務員の一級職給与法につきましては、この法律の命ずるところに従つてやるのでありますが、その解釈は人事院がいたすことになっております。

○堀委員 文部大臣に伺いますが、さようにわれわれは了解してよろしゅうございしますか。○瀧本政府委員 われわれといたしまして、この法律を所管しておられま

する人事院の解釈というものを尊重いたします。○堀委員 次に、昨日までのお話の中で、私がこれから論議を進めますにつ

きまして、確認をさせていただきたい点がございしますので、その点についてお願いをいたしたいと思ひます。最初に大臣にお伺いしたいわけでありまして、二十五日の委員会におきまして、管理職手当と超過勤務手当と関係がない、第一点でございます。第二点は、校長の職務が管理職に相当するものである、やはり二十五日の委員会でございます。第三点は、二十日の委員会、教頭も校長と同じく管理職と考へておるので、やはり教頭にも校長と同じ率の管理職手当を将来支給したい、こういうふうにお話しになつておるわけでございますが、これは現在もその通りに確認をしてよろしゅう

ございしますか。○瀧本政府委員 その通りでございます。

○堀委員 次に内務局長にお伺いいたします。同様に昨日のお話であります。が、地方公務員における管理職手当は、国家公務員における特別調整額と同じものである、こういうふうにお話しになっております。これが第一点。第二点は、任免その他の人事の内申及び具申が管理である、こういうふうにお話しになっております。この二点について確認をしておきたいと思ひ

ます。○内務政府委員 最初の点は御指摘の通りでございます。第二の任免その他具申に関する件は、私は監督と申し上げました。○堀委員 第三点、大学の学長及び学部長の特別調整額が一二%となつたのは、職務内容にすでに管理的の部分が支払われているからそうなのだとお

もう。○堀委員 第三点、大学の学長及び学部長の特別調整額が一二%となつたのは、職務内容にすでに管理的の部分が支払われているからそうなのだとお

もう。○堀委員 第三点、大学の学長及び学部長の特別調整額が一二%となつたのは、職務内容にすでに管理的の部分が支払われているからそうなのだとお

はないということでございますか。○内務政府委員 大学の学長、学部長に一二%の率が適当かどうかというこ

とになりますと、大学の学長、学部長等については、従来から超勤的な要素がすでに織り込み済みでございますので、率が低率になつたものと考えております。

○堀委員 次は人事院の給与局長に伺ひます。昨日のお話で、勤務時間内の分は俸給に含まれてはいるけれども、勤務時間外にわたるものはその計測が困難であるから、一般職に準じて特別調整額をつけるのである、こういうふう

に第十條の二についての解釈についてお答えになっております。これについてこの通りに確認してよろしゅうございしますか。○瀧本政府委員 先ほども申し上げましたように、人事院が特別調整額をつ

けますのは、給与法第十条の二によります管理、監督の責にありまする者に、その職務の特殊性に基きまして、人事院がその特別調整額をつける、このようなことであります。○堀委員 それでは、私はきのう御発言になつたのを詳しく自分でメモをしたので間違ひはないと思つておりますけれども、ちよつと古いことにかへりまして、第十五国会、昭和二十七年十二月十一日の衆議院人事委員会の議録によりまして、こういうふうになって

の者の職務内容を見ると、時間的に計測して超過勤務手当を支給するという方法が、必ずしも適当でないと考えている次第であります。こういう時間的に計測したいものに對して、従来の超過勤務手当制度を廢止して、この特別調整額というものを付けようという趣旨でございます。このように當事の人事院の給与局長が答弁をされておりますことが、會議録にはつきりいたしておりますけれども、それではその當時の見解と現在の見解は異なるということでございますか。

○瀧本政府委員 たいまお述べになりました点は、特別調整額が創設されましたときに御説明した通りでございます。しかしその切りかえのときにおきましては、さしあたり超過勤務手当の原資をこれに振りかえたのでございませうけれども、實際問題として、超過勤務手当の必要はあるのかにかかわらず原資がつかないかというような場合もありまして、その後におきまして、われわれの方でこの職務の状況、その特殊性を見まして、必要がありましますものには、たとえば研究官職等にはこれを付加しておるのでございます。

○堀委員 そういたしますと、制定の當時と、一般職におきましては勤務状態の内容その他が異なってきたから他の見解に立つということでありませうか。あるいは研究職とかあるいは大学の学長その他に對して与えておるものは、この法を制定したときの状態と異なるものに対して与えておるのであるもので、すなわち一般職に對する考え方については、この法律が制定をされた當時と同様の考え方に立つものである

けれども、学長であるとか、研究職にある者についてはいささかその解釈を異にする、そういうことであるのか、その点をばつきりお答えを願いたい。

○瀧本政府委員 先ほどから申し上げておりますように、特別調整額は、給与法第十条の二によつてつけられます。私が制定當時に説明をいたしましたことは、制定當時にさしあたり予算がないとできませんから、この予算は現在超過勤務手当がついておるその原資を振りかえる、そういうことで申したのであります。その當時におきましても、事實上その超過勤務と申しますが、その時間が不規則で計測できないけれども、相当の特殊性があると考へられてもなおかつ予算がなくして超過勤務が支給されていなかったものは、その際特別調整額が設定されなかったものであります。考え方としては今も昔も変わらない次第であります。これは給与法第十条の二の示すところに従ひましてやつておる次第であります。

○堀委員 どうも給与局長のお話につきまして納得しがたい点があります。私が昨日伺ったところにおきましては、勤務時間のものは俸給に含まれておるけれども、勤務時間外にわたるものは、その計測が困難であるから、一般職に準じて特別調整額をつける。一般職に準じてというところになっておるところを見ますと、一般職においてはどういう考え方であるというように私は昨日承わった。これを古い資料から出してみましても、あなたの考え方の中には終始一貫変らないものがあつた。一般職に對しては、この特別調整額というものの性格は、やはり超過勤務

務手当の変質したものである、こういうふうには私は昨日も確認をしております。したのにかかわらず、本日に至つて御見解が變つてきておるというように私は聞かざるわけでありませう。ではもうちょっと先の点で伺いますけれども、そういういたしますと、超過勤務手当等に関する規定の適用除外という一般職の職員に支給する法律第十九条の三、第二十六條、第二十七條第二項、第十八條及び前條第一項の規定は、第十条の二第一項に規定する官職にある職員には適用しない。こういう法律があるわけでありませうけれども、これは超過勤務手当以外のものを含んでおりますが、特別調整額が与えられておるものに対しては、超過勤務手当あるいは日宿直手当、休日手当でありませうか、こういうふうな形の超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿直手当、こういうものを与えないんだというふうな法律の規定があるということ、あなたがこれまで御説明になりましたように、超過勤務手当的なものをこの中に含んでおるから与えないということ、これは終始連なつておるものであるというように私は私どもは了解せざるを得ないのでありますけれども、その点はいかがでありますか。

○瀧本政府委員 特別調整額が支給されるような官職におきましては、その勤務の状態がなかなか画一的にはかりがたい。あるいは手持ちの時間等もございませうし、いろいろ時間が長くなる場合もありませうし、そういう状況に徴しまして、そういう職員に、時間的に計測された時間給的な超過勤務手当を支給するよりも、こういう特別調整額を支給することが適當であ

る、このような観点から、特別調整額を支給いたします官職には、今お述べになつたような超過勤務手当等が支給されないものであります。

○堀委員 今の御答弁によりまして、内容が同一のところに立ち返つてきだ、こういうふうには私は了解をいたします。ここで結論的に申し上げますならば、人事院の特別調整額に對するお考えというものは、時間的な要素という面から一つ問題が見られておる。決してこれは職務内容という面から見られておるのではない。十五国会におきまして、これは職務手当をつけようという趣旨ではございませう、こういうふうな御答弁がこゝでなされておるわけでありませうから、人事院としての要案というものが一応中心となつておるのである。職務手当という考え方については、これは考へておりませうということを十五国会でおしやつておるわけでありませうから、そのように考へたい、理解をしたいというふうには私は考へておりますが、いかがでございますか。

○淺井政府委員 給与局長からだんだんと御答弁申し上げましたが、その十五国会云々の話は沿革上の問題でございまして、給与法の建前といたしましては、あくまでも管理、監督の地位にある者に対してこの手当は支給する、こういう建前になつておるのでございませう。その結果として超過勤務は支給しない、これは結果論でございませう。表面はあくまでも管理、監督の地位にある者に対して出す、こういうこととでございますから、大学の学長、学

部長についても同じ、高等学校以下についても同様と心得て今回の措置が出たものと考へております。

○堀委員 今人事院總裁はあとからおいでになりましたから、私は前段でそういう政治的な発言をしてもらいたくないということを確認してこの問題を始めておりましたのに、遅刻をしておいでになつてそういう事実を御存じなくしてそういう発言をしていただくのは、まことに私は遺憾であると思つてあります。

そこで私が伺いたたいのは、沿革について最初局長は話しておる、こういうふうなお話でございませうけれども、では物事を考えます場合に、現在この時点まで起きております物事が、過去との関連なくして考えられるというふうな事実があるかどうか、こういうこととでございます。すべての物事というものは、始まりがどこにあるかというところについてはいろいろ問題があるときもありましようが、ある始まりがあつて、その経過が流れてきて現在の時点に立つておるわけでありませうから、こゝには必ず前にある問題というふうにある問題は直接的な関連があるわけでありませう。あれは昔のことであるからこれは違ふということがある場合には、その経過の中にそれが違ふということを立てるに足るだけの問題がなければ、これは前に起つた問題と現在起つておる問題が同一の解釈をするということになるのは當然でありまして、あなたのお話を聞きますと、沿革の問題というのと法律に書いてある問題とは全然別個である、そういうふうには考へられないわけでありませう。法律というものが、制定をされました當時に

おける実情と著しく異なつて参つた、
こういうこととありますならば、なる
ほどその解釈その他が変更をされるに
足る理由がはつきり事実の中にありま
すものでございませうならば、私もは
それを了承せざるを得ない場合もある
かと思ひますけれども、現在一般職の
特別調整額の問題につきましては、当
時法律を制定されました昭和二十七年
十二月十一日以後今日に至るまで、そ
の勤務の状態なり現実の姿の中で何ら
私は変更はないと考えております。変
更がないものであるならば、当時この
法律を制定した趣旨でありますところ
のこの考え方というものは今日も一貫
してあるはずであつて、この一貫した
考え方がないともいふあなたがおしや
るのであるならば、その一貫した考え
方を否定するに足る事実なり、あるい
はその理由をお述べいただきたい。

○浅井政府委員 お言葉ではございま
すが、法律の条文といたしましては管
理、監督の地位にある者に出す、かよ
うになつておりますので、これを曲げ
て解釈いたすことはできないと思つて
おります。それはこの制度の推移には
いろいろ沿革もございまして、これに
うけれども、ただいまのところこれは
管理、監督の地位にある者に対してそ
の職務の特殊性に基いて出す、これが
いわゆる管理職手当の本体でございま
す。この本体を無視して議論は立たな
いと考えております。

○堀委員 今おっしゃつたように、な
るほど法律の条文としては、私もその
ように理解をいたしております。法律
の条文を今私は聞いておるのじやなく
て、この法律が制定された趣旨とい
いますか、そのいろいろな状態におい

てなぜこの法律を制定したのかという
ことについて私は伺つておるのです。
できた法律について今お尋ねをしてお
るという格好ではないわけでありま
す。今人事院総裁はできておるこの法
律について特殊な勤務であるから出す
のだ、それはもう法律に書いてあると
ころでありますから、私は何らそれを
否定するものではございません。そこ
で、そこでおしやるのなら私は人
事院総裁に伺ひたいのですが、それな
らばこの特別調整額というものは職務
手当としての性格を持つておるもので
あるか、この一点をお伺ひしたい。

○浅井政府委員 お言葉の通り思つて
おります。
○堀委員 職務手当ということであり
ますならば、本来の職務に対して支払
われております給与とこの職務に対し
て支払われておる給与との関係はどうい
うふうになつておるか。

○浅井政府委員 本俸で見てもおるもの
もございしますれば、手当てを見ても
適切とするものもございします、これ
は給与の技術的な問題でございまし
て、別にそれがむずかしい問題になる
まいと考えております。

○堀委員 ただいまのお話で、本俸の
中で見ておるものもあるということが
第一点に入つておる。それから本俸の
中で見ないものを技術的に手当として
与えることも差しつかえない、こうい
うふうにお話になつたわけでありま
す。そういたしますと、一体どこまで
が本俸の中に入つておつて、どこから
を本俸の外に出したかという基準につ
いてお伺ひしたい。

○浅井政府委員 ただいま総裁が申し
ました通り、大体におきましては本俸

で見えておるのでございます。しかし場
合によりましては、それを見て足らな
い場合には相当の手当を補助的に用い
ましてこの給与をきめておる、こうい
うことでございします。

○堀委員 今のお答えでは私は了解が
しかねるわけでありまして、給与とい
うものは本来金額に連関をしておる。数
字に還元されるものであります。その
金額に連関をしておるものについて何
となく本俸の中にこのくらいある、何
らなく本俸以外の分はこのくらいであ
るから、そこでとりあえず二五%ぐら
い手づかみでつかんでおけばいい、こ
ういふふうなことでおればいい、こ
れはちょっと承でないのです、です
から、一体本俸の中に何%ぐらい含ま
れておるといふふうなことをおられる
か。だからこのようにするために本俸以外
の分でこれだけあるのだ、こういうよ
うな御説明ならばこれは科学的に了承
できると思ひますけれども、そのこと
を一つはつきり、何らかの基準を
もとにしておやりになつたのかという
点について、御説明していただきたい
い。

○浅井政府委員 厳格な意味におきま
して職務給ということになりますれ
ば、これは同じ仕事に対しては一つの
給与で定まる、このようなことになる
はずであります。

（委員長退席、稲葉委員長代理着
席）
しかしわが国の現状におきましては、
やはりそういうことは事態に適應いた
しません。一つの仕事をやっております
しても昇給をしていく、このような制
度が現在の公務員の給与俸給表の制度
に取り入れられておまして、従いま

して大体において一般職でありますな
らば、これを八つの段階に分けて考え
るのが適當であろう。しかしその中に
おいては俸給の幅というものは広いの
であります。従ひまして初俸の辺と最
高俸の辺をそれぞれとてみますと、
相当の金額の違いがございします。そ
うに大体において職務に應ずるよう
にきめてありますが、一つの仕事を
やつておりましたも、長年やつておれ
ば昇給していくという建前になつてお
りますので、大体そういうことでこの
職務責任の大部分が俸給で見られてお
る。このようにわれわれは解釈いたし
ております。

○堀委員 そこでただいまのお話です
と、長年たつては給与が上がる、職務給が
上がる。これは常識的に考えてみまして
も、仕事に熟練をして参られた方が職
務内容について多くの仕事をされるで
あらうというところは常識的に理解でき
ますから、数年たつていくうちににお
いて職務給がふえていくということは理
解できるわけでありまして、その問題
といたしまして私が御質問しておる問題と
はちよつと違うわけなんです。要する
に本俸の中に職務給としての部分が
はつきりあるのだ。しかし足りない部
分があるから、足りない部分を職務手
当てで技術的に与えるのだ、こういうふ
うに総裁はお答えになつております。

そこで私が申したいことは、これは何
らかの基準があつて、そういうふうな
格好が出てきた。その基準はどこにあ
るかといふと、十五国会におけ
る、これで読んで見ますとわかるよう
に、もう一回、重なりますが申し上げ
ますけれども、今回特別調整額をつけ
るということは、何も新しい給与額

を、この際付加しようというものでは
ない、とここにあります。よろしゅう
ございしますか、これが第一点。従来超
過勤務として出ていた額の範囲内で、
とあります。これは計数的に測定が可
能な範囲でありますから、そこに問題
があると思つておるのです。あなた方
がいきなり何となく二五%をこへ積
んだということではなくて、その根拠
となつたものは、ここに書いてありま
すように、従来超過勤務として出てい
た額の範囲内でそういう名目に振りか
えることである。ここに科学的な根拠
があると私は理解しております。そう
いうふうな科学的な根拠があるという
こと、この法律を作つた最も基本的な
ものの考え方の上に立つておる。今人
事院の総裁がおしやつたように、と
もかく何となくそこへくつたとい
うような経歴は、この問題の發生の状
態を調べてみますと、ないので。非
常に科学的に問題が処理されておる。
その科学的に問題が処理されておるも
のが、今日たまたま学校の職員関係の
特別調整額という問題にきたときに、
学校の先生方には超過勤務というもの
がないために、あなた方が何とかして
このつじつまを合せようと努力をさ
れまして、現実がはつきりというい
うふうには証明をしておる。世の中の事
態というものは、必ずしもわれわれの
思うようには推移しないのであつて、
現実的なものが積み重なつた上に今日
があるわけでありまして、これはこ
じつけようというのではなくて、問
題をやはりありのままに考えていた
きたい、このように考えるわけであり
ます。

そこで重ねてもう一回御質問いたし

○浅井政府委員　ただいまお述べになりましたのは、この特別調整額を創設いたしますときのいきさつの問題でございます。予算的ないきさつの問題でございます。今日の法律の部面におきましては、職務と責任において出ますのでございますから、このパーセンテージというものは将来あるいは変るかもしれない。それはわからぬと思います。ただいまのところ変える意図は持っておりません。

ります。だから部長、課長という職階給与の上に、さらに監督官庁の責任者に対する給与を二重に加えるという問題になったわけです。だから、そういうように二重に加えるならば、監督の地位にある者は部長より課長なり、いわゆる職階給与で見たらどうか、その責任は一本にしよう、こういう意見が出たときに、いや、そうじゃないのだ、いわゆる特別調整額というもののは、超過勤務の場合、部下職員は超過

て、法律の条文によつて物事を処理していくより仕方がないものと考えます。

○小松(幹)委員 そのことはともかく一応あとにしまして、管理監督の地位にある者ならば、私はそのときの委員であっても、委員会の速記録にも書いてあります、いわゆる国家公務員のワタク内にあるところの大学の学長とか、あ

御説明申し上げておるのでございますが、これは給与法十条の二によりまして、管理監督の地位にありまする者にその勤務の特殊性に基いてつくる、これが特別調整額をつけます歴史でございまして、その制定のときにおきましては、予算上の関係もあり、その当時超過勤務手当の原資がありまする官職を対象といたしましてこれはつけたものでございます。

○小松(幹)委員　そうでなくて、私は

おきしては、等級別に俸給の幅が定めてございます。これは相當の幅がございまして、初号の辺と上の方とを比べてみますと、非常に違いがあるのであります。職務給と申しますならば、職務と責任に応ずるといふことになれば、かような幅があるのはおかしいのであります。現在はそういう形になっております。これはやはり現在俸給に生活給的なものを考える必要がございますので、そういう形になっており

五

らざるところは各種手当をもってこれを補う、こういうような意味であります。

○小松(幹)委員 各種手当をもって補うということは、これは一般職に通ずることで、何も課長とか部長とかいうわけではないと思いますが、今基本的に考えたときに、給与というものは今あなたが言われたように、それぞれの生活給もあるでしょう。ところが課長、部長の生活給が足りないということは言われませんか。これは課長、部長でなくても、平でも、一般の人でも、生活給は足りないのが実情であります。しかしそのことはさておきまして、生活給に対してそれぞれの課長、部長、係長等の責任ある地位を与えられた者は、給与の体系の中に責任給というものを付けておるわけなんです。そういう建前で職階給というものは作られたはずなんです。それにさらにまた、職務的なものを別個のワケでこしらえるのは、いかなる理由に基くのか、それをはっきり言ってもらいたいです。

○浅井政府委員 それはやはり職務の形態によりまして、一応等級的に本俸で見ますけれども、しからざる部分を各種の手当で補ってあるのでございませう。これは決して管理職手当だけじゃございませう。特殊勤務手当のときは、非常に数多くございませう。これは手当で支給するのを適当とするか、本俸で見るのを適当とするか、これは技術的な問題だと考えます。

○小松(幹)委員 監督的地位にある者を各種の手当で補う、だから調整額でも補う。そうすると一体どれだけ補えば、管理監督の責任が果せるのか、その

れを人事院は教的にあげてもらいたい。

○浅井政府委員 これは数字の問題でございまして、いろいろの管理監督の地位にある者がございませうから、これを一々正確にはかるといふことは、これは人間ではできないこととございませう。それで現在の特別調整額で、大体大ざっぱに数値に分けておりますが、まずこの辺でよろしいかと考えます。

○小松(幹)委員 特別調整額でこの辺でいい給与ならば、なぜ本俸にそういう課長、部長の、いわゆる管理職には、管理職の職階賃金として繰り入れないのか、なぜ二重にそういうものを見ようとするのか、この辺を言ってもらいたいです。

○浅井政府委員 それはさういせんお答え申しましたように、ある程度は本俸で見ると、手当で支給することと適当とするものは手当で見ると決まっております。ほかに手当として支給しているものはたくさんございませうから、それは給与の技術的な問題であらうと考えております。

○浅井政府委員 決して超過勤務手当だけではないと。いろいろな手当がございまして、ことに特殊勤務手当のときは非常に数が多いのでございませう。これは一般の課長、部長でない者に支給されております。

○小松(幹)委員 特殊勤務手当と調整額をあなたは一緒にしておられます。特殊勤務は特殊勤務としての一つの要素がある。だからその特殊勤務についてという責任において特殊な給与が出てくるわけでありませう。特別勤務について課長ならばそれは別です。あるいは部長が特別勤務についたならば、それはその面として見ることもいいでしょうが、一般のいわゆる監督者に調整額を持ってきたというその調整額と特殊勤務手当は同じではないかと思う。

それをあくまで同じだという性格に立てておられますが、その辺は私は了解できませんけれども、特殊勤務手当と調整額を同じ概念で判断する点はどうなんですか。

○浅井政府委員 これは私の申したことを失礼ながら少しくお取り違えになつてゐるのではないかと。手当をほかの者にはつけてはいけなかつたのか、こう仰せられますから、ほかの者にもいろいろの手当はついておられますとお答え申し上げたのであつて、特別調整額と特殊勤務手当とは、それは別個なものでございませう。これは給与法の法文によつても明らかなこととありますから、決して同一の概念をもっては律してございませう。

○小松(幹)委員 それでは特別手当をほかの者ももらつてゐるから、管理者も調整額でもらつてもいいじゃないかという意見は成り立たぬと思う。私は

特殊勤務手当は特殊勤務手当、それは一般の人でも、課長でも、部長でも、特殊勤務につけば特殊勤務手当はもらへばいい。今言つてゐるのは、そういう特殊な勤務ではなくして、管理者一般の者に与えられる調整額というものは、給与の概念から言えば責任給ではないのか。責任給ならば職階賃金で見ているではないか、こう言つてゐるのです。

○浅井政府委員 それはさういせんお答え申しましたように、一応の等級で本俸で見ますし、それから手当を適当とするものは手当も付するのでありまして、さういせん御質問は、管理監督の地位にある者には特別調整額を出すから、ほかの者にも何か出したらいいいのではないかと、かような御質問のうちに承りましたから、お答えしたのであります。

○小松(幹)委員 私はさういふ質問をしたのです。職階給の中である程度は見たが、足りないから調整額を出すのだ、あなたはさうおっしゃるのです。さういふならば一般の公務員も現在には給与が足りないのです。一般給与では足りないから、別な何か調整額を一般の人にも出したらどうか、こう言うのです。

○浅井政府委員 それは問題が非常に違つてくると思ひます。まず第一に、今の公務員の給与が足りないという前提にお立ちになつてゐるのでございませう。人事院といたしましては、毎年一回報告をいたしておりますけれども、今年一般の公務員の給与が足りないのか、これはまだ決定になっていない問題でございませう。足りないという前提で何か増せということ

になりますれば、それは本俸をベースアップするの、あるいはその他の手当をつけるのかという問題に帰着するのでございまして、これはこの管理職手当の問題とは全く違つたものかと思ひます。

○小松(幹)委員 あなた自身が管理職は本俸が足りないから特別調整額をつけるんだ、こう言つてゐるから、管理職ばかりが本俸が足りないんじゃないやない、一般職も足りないのだと私は言つてゐる。あなたが言うから、管理職だけが足りないんじゃないやないぞ、こう言つてゐるだけなんです。なぜ管理職だけが職階賃金で足りないのか、こう言つてゐるのです。なぜ管理職だけは足りないのか。

○浅井政府委員 ただいまの御質問は、足りないというお言葉が二様に使われてゐるよう思うのです。管理職が足りないというお言葉は、ある部分だけを本俸が見てゐるから、その足りない部分を手当でつけよう。一般の職員が足りないというお言葉は、生活に足りないという意味でございまして、これはお話が違ふと思ひます。

○小松(幹)委員 それならば、管理職が足りないというお言葉は、責任遂行上の賃金が足りない、さういふわけですね、さういふことですか。責任遂行が持てないというわけですね、できないということなんですか。

○浅井政府委員 できないとかできるとかいう問題では、これはないと思ひます。本俸はきめられてございませうけれども、足りない部分を特別調整額をつける、これは大勢の公務員を能率的に働かせます意味において、決して悪いこ

とはないと考えております。

○小松(幹)委員 特別調整額を論議として、ただ当時は超過勤務手当を管理監督者にとるわけにはいかないから、それで特別調整額を見たんだとはつきり言うたんです。今はそれを言わないで、本俸の職階賃金ではどうも足りないから調整額をつけるんだ、こう言っている。いわゆる特別調整額のはつきりした論議がすでに交わっておる。それは時とともに、歴史の変遷とともに、変じていかぬけれども……。

それでは聞くが、足りないのならば、一体何はあつたら責任の完遂ができるのか、人事院で計数的にはいいてあるのかどうか。幾らあつたら責任が——今の部長、課長の職階賃金でも足りない、これだけつけなければその職責が持てないという、その数字を出してもいい。どこまであれば管理者というものは職責を果せるのか。

○浅井政府委員 それはただいま人事院規則で定めてある通りでありまして、人事院ではよろしいと一応考えております。しかし個々の職種につきまして、一体幾らあれば足りるのだということを一々きめるということは、これはとうてい人為のよくするところではないと思ひますから、これは大体の標準でたゞいまきめられておる次第でございます。

○小松(幹)委員 そこでさらに、あなたたちが法律案を提示するときには、あくまでも法律的な論議をもって何らか言ひののれをして、いわゆる特別調整額というものを言ひなればならぬ、その見るのには超過勤務手当も一つの要素としてまことしやかに出された。しかし今日はその超過勤務手当という

ものをもつて振り回すわけにはいかなうなつたから、特別管理職の者には今の職階賃金では足りないから、何らかその上におまけをつけなければならぬ、こういう考え方になつておるならば、今の職階給与というものはどうなんでしょう。あなたたちが今出しているところの部長、課長の職階賃金というのは、これは早晩是正する考えを持つておるのか、このままでいいのかどうか。

○浅井政府委員 現在のものは現行のままでよろしいと考えております。將來なおこれは変えるかも知れぬ。それは毎年一回給与の報告をいたしておりますから、足りないと思へば必ずしも問題でございませう。これは一般的の問題でございませうから、決して部長、課長だけの問題でございませう。

○小松(幹)委員 今あなたは、部長、課長の管理職は足りないから特別調整額をおまけにつけるんだと言ふならば、足りないというところをあなたがついて以上は、今度の職階給与というものを考え直さなければならぬのじゃないですか、どうなんでしょうか。

○浅井政府委員 その足りないという言葉の問題なんでございませうが、足りないと思ひますのは、一部分だけを等級で見てもおるから、その足りない部分をつける、こういう。ただいまの御質問は生活に足りるかと足りないとかいう問題に変更して御質問があるようでございます。これは全然問題が違ふと思ひます。

金の給与では、管理監督の任が果せないから足りないのだ、足りないから別に二重におまけを特別調整額でつけるのだ、こう言つておるから聞いておるのです。生活給の問題を今言つておるわけではない。どうですか。

○浅井政府委員 さようにお尋ねになりますけれども、今管理職手当を全部課長、部長の本俸に入れたといたしましなれば、小松さんは御反対になるだらうと思ひます。これは昇給によつて非常にそこだけが上つてしまふものでございませう。ですから適正なところで本俸をきめ、その足りない部分を見る、こういうことを言つておるのであります。

○小松(幹)委員 私は反対しませう。そういう管理職手当をもつて不必要な責任を付加されるのならば、給与を一本にして課長や部長をその中に入れたらいいわけですか。何も特別に調整額をつけて、おまけをつける必要はない。特に管理職の場合においては、いわゆる給与の二本建みたいな格好になる。だからこの給与の調整額というものは、基本的な線に返つて超過勤務をすりかえたのだから、どうしても超過勤務の範囲内のワタに、当初の昭和二十七年にこれを作つたときの線に返つてものを考えなくては私は拡大解釈になつて、こういうふうな考えますが、どうですか。

○浅井政府委員 管理職手当の本質は、さういふお答え申した通りでございます。足りないお答え申した通りでございます。調整額を全部本俸に入れたますれば、俸給表はきつめて上厚下薄になると思ひております。それは決して小松さんの御賛成にならぬところだと思ひます。

○小松(幹)委員 特別調整額をこういふ格好でつけるということは、かえつて俸給体系を乱し、しかもそれが監督上の責任を付加されるということならば、私は調整額というものが超過勤務手当のすりかえであるならば一応認めましよう。しかし学校職員等には超過勤務はないという論議で今まできておるのだから、ないところのものを新しくつけるというところは、事実以上に監督の責任をわずかな金で付加されるのならば、むしろ本俸に繰り入れる方がましだと思ふ。その辺はどうですか。

○浅井政府委員 それは意見の相違でございませうけれども、これは全部本俸に繰り入れますことは給与政策上いかにかと思ひます。あまりに上が厚くなつておる。あまりに上が厚くなつておるのであります。これは小松さんもきつと賛成して下さらぬだらうと思つておるのでございませう。

○小松(幹)委員 結果論として、調整額をつければ上が厚くなるでせう。ただあなた方が二枚舌を使つて、二本建で調整額をつける、その上に管理職という一つの特別なおまけをつけるから、かえつて少しの給与をもらつて責任だけふつかれるから、それよりも一本建にして給与に加えた方がいゝ。私は反対しませう。調整額の費用を本俸に繰り入れて、校長なりあるいは教頭なりの賃金を上げるということに賛成です。管理職手当というものは、割つてそれにつけ加へることは賛成でございませう。何も反対しませう。その辺はどうなんでしょう。

○浅井政府委員 しかしそれでは俸給表は非常に上厚下薄になりますし、本俸に入れますればその額で昇給して参ります。上下の差は非常にはなはだしくなりますし、またこの大きな額が恩給の基礎にもなる。いろいろ影響するところがあるのでございませうから、そこら辺は給与政策上手当で見ると本俸で見るものととの間にはおのずから調和点があるように考えます。

○小松(幹)委員 給与が上つていけばまことに幸いであります。これは大へんけっこうなことでありませう。公務員は喜びます。校長や教頭も、調整額なんてついたらぬおまけをつけるよりも、本俸におまけをくれる方が喜びます。反対しませう。だからさういふようにやつてもらいたい。さういふと、あなたはまた、恩給に加へるから、予算がないからと言つてすぐ逃げます。結局さういふ手で調整額というものを付けて、しかも恩を売つて、より以上の責任をふつかけておるところの魂胆以外の何ものでもない。さういふように私は認めませう。それはどうなんでしょう。

○浅井政府委員 人事院だけで勝手に特別調整額をこしらえていて何かするやうに思ひますが、これは国会でおきめになりました法律の明文によつてきめられておるのでございませう。われわれは忠実にこの法律を履行いたしておりまして、それ以外に何ものもございませう。

○小松(幹)委員 あなたはそこまでおつしやいませうが、あなたが官僚として、人事院の忠実な公務員として国会で発言をすると言ふならば、そこまで聞き直るならば、五、六年前の公務員給与に関する調整額を出したときのものをはつきりした法律的な論議として言ひなさい。今日いいかげんな

ことを言わないで、阿諛迎合するよう
なことを言わないで、そのときは超過
勤務を代替したんだ、いわゆる管理職
というものは時間的にも特別な時間を
とるから、そういう意味で科学的な要
素として、管理職手当というものはそ
に大きな論拠を見出すんだ——法律的
な論拠は五年前でも今日でも変わるも
じやない。なぜそれと同じように繰り
返して言わないか。それを、人事院と
いう名によって、そのときはそのとき
でいいことを言う、今日は今日でいい
ことを言う、それが私は気に食わぬと
言っておるのです。私は一公務員だか
ら、皆さんの責任だと言うならば、そ
れらしくものを言わないか。時の政府
なりあるいはそのときの情勢に阿諛迎
合するようなことを言うてはいかぬ。
ちゃんと国会における委員会の速記録
が残っておる。だから私はそれを言っ
ておる。あなたが阿諛迎合するようなそ
のときそのときで調子のいいようなこ
とを言うから、私はあえて質問に立っ
たわけだ。質問する意思はなかつ
た。ところが何かこの前のところはい
いかげんにすべろうとするから——一
番よく知っておる私であります。私は
この問題をあなたと瀧本さんに質問し
た張本人であるから、あえて立った。
関連質問として立ったわけだ。だか
ら人事院総裁なら人事院総裁らしく、
正しくものを言うべきである。私はこ
のことを申し上げて、関連質問を終り
ます。

することでありま。すなわち、国立
大学の学長、学部長等につきまして
は、これらの職員が管理または監督の
地位にあることにかんがみ、一般職の
職員の給与に関する法律第十条の二の
規定により昭和三十一年度から俸給の
特別調整額 すなわちいわゆる管理職
手当が支給されておるのであります
が、「こういうふうには大臣が御説明に
なつた。そこでちょっと伺いたいので
すけれども、この大学の学長と学部長
に支給されております特別調整額とい
うものは、同一の考え方のもとに、お
ののと同じものとして支給されてい
るのであります。偶然に同じものとな
つたのではなく、同じものを支給す
るという考え方に基いておるのであ
ります。どうか、お答えをお願いします。
これは国家公務員の問題でございます
から、人事院の方でお答え願います。
○稲葉委員 堀君に申し上げま
すが、質問の趣旨が徹底しないよう
でしたから、もう一回、おそれ入ります
が、おっしゃって下さい。

○堀委員 「国立大学の学長、学部長
等につきましては、これらの職員が管
理または監督の地位にあることにかん
がみ、一般職の職員の給与に関する法
律第十条の二の規定により昭和三十
一年度から俸給の特別調整額、すなわ
ちいわゆる管理職手当が支給されてお
るのであります。」「こういう御説明が
されておるわけなのであります。それ
に關して、この特別調整額というの
は、大学の学長、学部長に対して同一
の考え方のもとに、おののと同じも
のとして支給されているのであります
か。偶然に同じものとなつたのではな
くて、同じものを支給するという考え
方に基いておるのであります。これ
を伺いたいわけだ。

○瀧本政府委員 重ねてお聞きしたの
でございするが、あるいは私の理解
が不十分かもしれないが、仰せのこ
とく国立大学の学長、学部長には、
この特別調整額は昭和三十一年からつ
けております。これは国家公務員のそ
の他の管理、監督の職務にありする
者の職務の特殊性といふいろいろ考え
合せてつめたものでございする。
○堀委員 ですから要するに大学の学
長というものと学部長というものと、二
つ並べまして、これに特別調整額をつ
けられたということは、同じ考え方
で特別調整額というものをつけたんだ、
同じものとして与えたんだということ
かどうかということをお伺いしておるわ
けです。

○瀧本政府委員 同様の考え方であ
るものであります。
○堀委員 そこで学校教育法には学部
長という規定がないのです。学部長と
いうものの規定はどういうことになつ
ておるのか、ちょっとお伺いしたい。
これは文部省の方でけっこうです。
○内藤政府委員 これは国立学校設置
法に基いておる。
○堀委員 私、それを探したのです
が、わからないので、ちょっと見せて
くれませんか。—————
が、わかんないの、ちよつと見せて
ください。国立学校設置法施行規則の第
三条に「国立大学の各学部の長は、学
部長とし、その大学の教授である者
をもって充てる。但し、単に一箇の学部
を置く大学にあっては、学部長を置く
ないことができる。」これだけが学部長
というものの規定なんですか。
○瀧本政府委員 そのほかに教育公務員
特例法という法律がございまして、そ
この中には学長、学部長と、当然国立
大学に学部長を置かれるという前提で
その処遇等について規定してございま
す。
○堀委員 教育公務員特例法はあとで
私触れますが、ここに学部長という言
葉が出ておることは知っておりま
すが、私が伺いたいことは、学校教育
法の五十八条には「学長は、校務を掌
り、所属職員を統轄する。」教授は、
学生を教授し、その研究を指導し、又
は研究に従事する。職務内容がはつき
りしておるわけなんです。ところが学
部長につきましては職務内容は何も書
いてない。今拝見しましたこの第三条
によりまして「国立大学の各学部の
長は、学部長とし」とあるだけで、学
部長についての職務内容は一つも書い
てないわけだ。そうしてその学部長
というものは、私は大阪大学の出身者
でございますからよくわかつております
けれども、要するにこれは教授であつ
て、学部長、院長というのは本来は教
授なんです。それでこれは学長とは
ちよつと違ふ立場にあると思ふんです。
学長というのは教授ではないんじやな
いか。ちよつと法制上調べておりま
せんが、私の感じておる常識上の判断か
らしますと、これは教授を離れて学長
に専務しておられる、こういうふう
に私は理解しておるわけなんです。学
長をおやめになつてまた教授に返られ
ることではない。学部長は学部長をや
めて教授に返る。院長も院長をやめて
教授に返る。院長も院長を現実に
なつておるわけでありまして、そこで私
が学部長について伺いましたのは、学

れども、これらは協議会、評議会、教授会またはその議に基き学長または部

○堀委員　長というもので超勤手当を
います。

号　昭和三十三年六月二十六日

れば、その職務の中には、本来管理職に見合うところの給与は入っておらぬ

意味において学長も学部長も同様である、このように申したのであります。

す。常識的に考えますならば、当然學長に与えている特別調整額よりもっと

たくさんものを学部長に与えるという考えでなければおかしいのではないかと。同じものを与えておいて、本来の教授の仕事もこの人たちは全部しているのである。その上に管理監督の立場を余分にしているのだから、余分の仕事を対しては一二%、学長は本来が管理するものが職務だ、その職務に携わっている者に対しては等級を上げておいて、なおかつ一二%を与えておいて、これは不公平だと思いますが、その点はいかがですか。

○瀧本政府委員 先ほど人事院総裁が申しました通りでございますが、現在の状況におきましては、大体特別調整額を支給いたしますのに、学長、学部長いずれも一二%程度が適当であるというようにわれわれ判断いたしました。そのようにつけたのであります。

○堀委員 それでは不公平でないという考え方のもとに立って、これでよいということでございますか。

○瀧本政府委員 公平不公平をどの程度のところで申すかということにもよりますけれども、先ほど私が申し上げましたように、一等級、二等級の等級の幅もございます。従って同じ学長であつても、初号の辺の人とあるいは二等級の上の方の人では給与が違ふというところもございます。そういういろいろの状況がございますが、大体におきまして学長、学部長のおの特別調整額をつけます際には、現在の場合一二%つけるのが適当である。このように判断をいたしました。

○堀委員 そこで第十條の二の「管理又は監督」という言葉でございます。が、この管理という言葉と、監督という言葉の意味を一つ教えていただきました

いのです。

○瀧本政府委員 これは管理職というようになことに一応なるかと思ひますけれども、給与法で言っておりますのは、管理監督ということをおっしゃるものであります。管理監督ということの別に分けて考えておらないのであります。これはものの見方の二面であらうかと考えております。大体管理監督と申しますならば、人事管理上の問題である。こうようにわれわれは解しております。

○堀委員 そういたしますと、それはそれとしまして、今度は学校の方に戻つて参りますけれども「校長は、校務を掌り、これは学長もそうでありますか、この「校務」というのはどういうものの範囲を示しているのかをちよつとお伺ひいたしたいと思ひます。

〔稲葉委員長代理退席、委員長着席〕

○内藤政府委員 学校におけるものもろの事務と考えております。

○堀委員 それではお答えいただかなくとも、私も大学を出ておりますから、その程度の常識はあるわけでありたいのであります。そのようにお答えをなさることは、国民を侮辱されているのではないかと。私は個人の発言をしているわけではございません。国民の声として私が発言をいたしておりますことに対して、私が一番最初に申し上げたように、客観的に、まじめにお答えを願ひたい。それではあまりにあなたの方の態度は国民を侮辱しているものである。これはどうしても許せない。今のお答えについては、何

らかの反省の意を示されるかどうか、その点を先に伺ひたい。

○内藤政府委員 私は校務というものは、学校における事務一切を言うものだ、かように考えております。

○堀委員 学校の中におけるものもろの事務だということとは常識であつて、少くとも文部省の局長は、私が伺つていふことが御理解いただけないで、その程度のことしか答えられないというのであるならば、局長としての能力を考慮せざるを得ない。（禪問答をしてゐるのじゃない）と呼ぶ者あり）禪問答ではありません。校務という内容を具体的に伺ひたい、こういうことであります。

○内藤政府委員 私が申し上げましたのは、たとえば研究所は研究所の事務をつかさどる。学校は学校の事務をつかさどる、こういう意味に申し上げたのであります。学校においてはいろいろと事務があると思ひます。たとえば学校の校舎の管理の問題、あるいは修繕の問題等もあるでしょうし、あるいは所屬職員の問題もあるでしょう。あるいは人事等もあると思ひます。あるいは教育内容に関するものもあると思ひます。それ以外に学校におけるいろいろな調査統計等の事務もある。こういう意味で総称して学校の事務と申し上げたのであります。

○堀委員 法律には校務という言葉しか書いてない。私は法律をちゃんと調べておる。

そこで文部大臣に伺ひたいのでありますけれども、本日一番最初に、教頭も校長と同じく管理職と考えているので、やはり教頭にも校長と同じ管理職

手当を将来支給したい、こういうふうにおつしやつておるわけでありまして、そこで改正されておりますところの学校教育法施行規則、法律ではございせんが、省令の中に、第二十二條の二「小学校においては、教頭を置くものとす。但し、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。教頭は、教諭を以て、これに充てる。教頭は、校長を助け、校務を整理する。」こういうふうにあるわけですね。そこでこれは今現実に行われておる問題ではございせんけれども、そういうことをしたいんだとおつしやるものは、この改正された省令によつておやりになりたいということでございます。

○瀧尾国務大臣 従来の学校には、ただいまお述べになりましたような役割を務めておる者もたくさんあるのをごさいます。今回その点を法律的に明らかにいたしましたわけでございますので、その教頭の職責は、私もやはりいわゆる管理または監督の任にあるものと考えてますので、これにつきましても、管理職手当の問題を今後考究いたしまして、でき得るならばやりたい、そういう気持を持っておるわけでございます。

○堀委員 字句から参りますと、「教頭は、校長を助け、校務を整理する」とございまして、そういういたしますと、管理、監督の部分はこの中のどれに該当するのでございましょうか。

○瀧尾国務大臣 教頭は、校長の職務を補佐する役割を持つ者と思ふのであります。従つて校長の職務の補佐役といたしまして、本来の校長の管理または監督の仕事につきまして、教頭がこ

れを援助する、あるいは補佐するという立場において、やはり管理または監督の仕事をしていたしておると考えるのであります。

○堀委員 では最後に、今の教頭を置かれるということにつきまして、昨日学校教育法第三條によつて、この省令というものを置いたんだ、こういうふうにお話がございました。そこでこの第三條というものは、「学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、監督庁の定める設備、編制その他に関する設置基準に従ひ、これを設置しなければならない。」こういうふうにあります。これは学校を設置する条件を規定しておると私は思ふ。これから学校を設置しようとするものはこの基準に従つて設置しなければならぬというところでありまして、すでに設置されておるものについて、その編制を変更することをおのこの事項によつて行ふということとは、どうも私は理解できないのです。これが法律的にそのように理解されるものであるかどうかという点をお尋ねいたします。

○林政府委員 ただいまのことでございますが、この第三條は編制その他の設置基準を監督庁が定めるということでございます。監督庁が定めるということとは、初めからきめるということではなくて、当然その後に変更がある、変更されればそれが設置基準になる、こういうことだと私は思ひます。

○堀委員 そういたしますと、これは裏から返して読むんだということになるのをごさいますか。こういう法律は表から読めば、今私が申し上げたように、設置しようとするものはこの基準に従つて設置しなければならない。裏

返して読むならば、逆にその設置しておるものでもこの設置基準に従ってやらないければならぬ。裏側から見たら同じような解釈になる。法律というものは本来制定された趣旨が常に上から下に読むようになるのじゃないか、しうとよくわかりませんが、どうでもやれるような性格になっておるものではないか。

○林政府委員 これは結局学校を設置しておるものにつきましては、この監督庁が定める設置基準に基いてやらなければならぬということでございます。従いまして、一たん学校が事実上設置されておる場合でも、設置基準が変れば当然これに従ってそれが拘束される、かように解すべきものだと思います。

○堀委員 ただいま設置基準が変ればとおっしゃいましたが、私も初めてでございますからよくわかりませんけれども、要するにもしあなたのおっしゃる通りに、本来そういうものを規定しておるものであれば、私は当然ここに一項あっていいのじゃないかと思う。これによって拡張解釈するということが私は法律の趣旨ではないだろうと思う。そういう必要があるならここに一項起して、編制その他に関する設置基準というものは監督官庁が常にこれを定めるんだという一項があつて、そしてもう一つ、こういう設置をしようとするときにはこの基準に従わなければならないのだ、こういうふうな二条でこの問題が処理されるならば私はそれなりに理解できますが、これは一条になつておつて、前段が「学校を設置しようとする者は」というふうな範囲を限つて、何でもよいというのでは

書いてない。この「学校を設置しようとする者は」というのが前提であつて、その前提のものとあとのいろいろな問題が具体的に書かれておるものだと理解するのですが、その点はどうでございますか。

○林政府委員 立法技術としては今おっしゃつたような書き方もあると思ひます。しかしこの法律の趣旨を考えたとき、学校を設置するものにつきましてこの設置基準をきめた規定でございまして、このほかに一たん学校を設置した後に於いて、もとの設置基準が変つた云々の規定はここには書いてございせん。しからば学校教育法の趣旨は、学校につきまして設置基準を変えたいというような、一たん設置された学校について設置基準を変えたいということが起つた場合には一切さえない趣旨かといへば、これはそういう趣旨では解釈すべきではないと思ひます。やはり学校設置基準は小学校にせよ、中学校にせよ、高等学校にせよ、当然これは時代の變遷に応じて變るべきものでありまして、變つた場合に既設の学校についてはタッチできないんだ、それは立法趣旨としては考えられない。これは学校を設置しておるものにつきましてその設置基準をきめたもの、こう解釈するのが妥當な解釈だと思ひます。

○堀委員 それは法律の専門家である法制局長官がそうおっしゃるのだからとやかく申しませんが、しかし私も法律というものは非常な専門家が見なければわからないのであつて、一般の国民が見た場合には、その法律は私が申したような形にしか受け取れないやうに書かれておる点に問題があるやうに

思ふのです。しかしその解釈につきましては、これは權威である法制局長官のおっしゃることは事實であらうかと思ひますが、ここで一応質問を終わります。○稲葉委員 これにて質疑は結局されんことを望みます。

〔賛成〕不信任だ、不信任が出てゐる」と呼び、その他発言する者、離席する者多く議場騒然

○坂田委員長 ……

〔発言する者多く、議場騒然、聴取不能〕

〔委員長退席、日井委員長代理着席〕

○日井委員長代理 ちよつと速記をとめておいて下さい。

〔速記中止〕

○日井委員長代理 それでは速記を始めて。

先刻辻原市君外十名より、坂田委員長の不信任動議が提出されましたので、委員長の指名によりまして私が委員長長の職務を行います。

これより辻原君外十名提出の、委員長の不信任動議について議事を進めます。まず、提出者の趣旨弁明を求めます。堀島雄君。

○堀委員 本日の委員会におきまして、私が質疑をなす完全にとつておりませんとにかかわらず、質疑打ち切りの動議が提出をされまして、委員長はそれを取り上げようとしたわけでありまして、私も本日の理事会におきまして、私を含めまして十名の質問者をすでに通告いたしておりましたし、私自身につきましては、まじめにこの法案の問題につきまして質疑を行なつておつたのでありまして、何ら議事を引き延ばそうとするやうなことを

はかつておりませんでした、にもかかわらず、第一目の私がまだ完全に終らないという状態で、当然理事会でも招集されまして、その中で民主的な話し合いによつて質疑を打ち切る等の提案がされるのが、私は委員会の正常な運営であらうと考えておるのにもかかわらず、あのような、まだ時間も十二時半を少し過ぎたばかりでありまして、そのような緊急事態が予想されるやうな状態でなかつたのに、あのような取扱いが行われたことに對しまして、委員長がそれを取り上げられたというところは、まことに議事運営上において遺憾の点がある、このように私は考えまして不信任案を提出した次第でございます。

○日井委員長代理 これにて不信任動議の趣旨弁明は終了いたしました。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

辻原君外十名提出の、坂田委員長不信任動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○日井委員長代理 起立少数。よつて、辻原君外十名提出の、委員長不信任動議は否決されました。坂田委員長長の復席を求めます。〔拍手〕

〔日井委員長代理退席、委員長着席〕

○坂田委員長 先刻稲葉君より質疑終局の動議が提出され、委員長はこれを採決し、可決の旨を宣告したつもりでありまして、議場混乱のために明瞭を欠く点がありましたので、あらためて稲葉君提出の質疑終局の動議について採決いたします。本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂田委員長 起立多数。よつて動議は可決せられました。これにて質疑は終了いたしました。

ただいま辻原君外三名より本案に対する修正案が提出せられました。まず提案者より本修正案の趣旨説明を求めます。辻原市君。

○辻原委員 市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案に對する修正案を提出したいと思ひます。ただいまから案文を朗讀いたします。

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案に對する修正案

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案の次を次に修正する。

第一条の改正規定中「管理職手当」を削る。

以上が修正の案文であります。修正をいたしますところの要旨は、今読み上げましたように管理職手当に關する部分を削除しようとするものであります。

その理由の第一点は、校長及び教員の勤務は無定量的なため、超過勤務手当を今日支給していません。このことは一般行政職の管理職手当とは本質的に異なつてゐるところであります。第二は、教育水準を向上させるために、すし詰学校の解消初め二部授業、施設、設備及び老朽危険校舎等、教育上早急に解決しなければならぬ緊要な問題が今日山積をいたしておるのであります。まずそのやうな予算の取扱いといふものを優先的に先にしなければならぬといふことは、これは

当然であろうかと思ふのであります。さらには、教職員の生活水準の向上や、あるいはその他万般の教育費の父兄負担を軽減するための措置こそ、今日文部省及びわれわれ文行政に携わるものといはしても、深く意を用い、そうした管理職手当という一部の比較的権力を持つ者にのみ充当しようというような不必要な財源は、あげてこれを万般のその他最も緊要な教育費に回すのが筋であろうというのがわれわれの主張でございます。従いまして、さらに当委員会におきまして種々質疑をいたしましたその中身から考えましても、今直ちにかくのごとく、かなり多額の金を中央地方を通じて負担をせしめ、支給をしなければならぬという確固たる理由がきわめて不明瞭であります。

さらにはまた給与制度の問題からいたしまして、戦後今日まで採用されて参りましたところの給与の根本原則、すなわち管理職手当その他各般の手当は、すべて法規にのっとって支給せらるべきものであり、各省々がその職種に応じて随時手当を事実的に出していかうとするなどの、そういうような給与支給方法というものは、今日の給与体系を乱るものである。このことはわれわれが委員会において強く指摘をいたしました点でありまして、従ってこの給与制度上の建前から申しまして、この管理職手当と超過勤務を出されていけないところのいわゆる教職員の職種に、直ちに持つていかうとするとは全く大きな誤りである、かようにわれわれは考えるのであります。もう一つは、重要な点であります。本来学校の校長というものは、通

例言われる管理の職にあるものとは考へられないのであります。すなわち特に地方教育におきましては、高等学校を含め、小中学校の校長は、また校長を含めて教職員は、その管理者は法規に示されております通り教育委員会でありまして、従って地方教育において管理者と呼び得るものは、この法規に示す権限を持つておられるところの教育委員会を置いてはかにはないはずであります。ただ校長は、校務をつかさどるといふ学校教育法二十八条の趣旨にのっとって、純粋な教育行政とは違つたいわゆる現場における教育を校長は総理する、つかさどるといふ意味にわれわれはこれを解しなければならぬと思うのであります。その観点に立ちました場合には、若干の教育委員会の権限を委任を受けて事務をつかさどる、そうした職責は校長にはありますけれども、管理監督をするという本来の責任と任務というものは校長にはないと、実態から申し、法規の建前から申してわれわれは考えるのであります。従つて、この建前から、われわれはどうしてもこの本来の権限を持たざる、また百歩下つて見まして、管理職というのにきわめて深い疑義を持つこの校長に對して、直ちに管理職という名前を付したところの手当を出すことについては、これは制度上の問題としても、われわれは賛成するわけには参らないのであります。

従つて、以上申し上げましたような各般の理由を持ちまして、この際われわれは国の行政の体系を乱ることなく、給与の制度上に混乱を及ぼすことなく、せいぜいとした姿に戻すために、この管理職手当を削減いたしまして、

ただこの市町村立学校給与負担法の今回の改正案の中には、すでに民間各企業においても支払われておりますところの通勤手当が含まれておりますので、この通勤手当は、わが社会党といはしても、かねてその必要を痛感いたしましたし、その支給を強く主張して参つたところでありまして、この点に關する限りは、与党提出のごとく、われわれもこれは賛成でありまして、従つて、この通勤手当のみ残しまして、管理職手当につきましては削減をいたし、これに反対をいたして参りましたという修正案でございます。

す。御承知のように、管理職手当というものは、従来沿革から見て、政府のたびたび答弁をせられておりましたように、超過勤務手当との見合いにおいて、従つて率におきまして同率を最高の場合には支給することができるとなつておる。その関連において従来支給をされたものであります。今回この高等学校以下の教職員に対して支給せんとするこの管理職手当は、まさにそういう従来の超勤との関連において支給をしておつたということと全然別個な姿において、新たに一つの意図を持つて、この手当制度というものを創設したと全くひとしいような提案であります。先ほど私が趣旨の説明にも申し上げましたように、突如としてそういう形のものが出た場合には、その手当を出そうという意図を除いてみましても、給与制度上また法制組織上の建前から見ましても、これは非常に混乱を来たす問題であるという把握に立つて、われわれはこれを削減すべきものと考えたのであります。

ないかと思ふのであります。大体予算措置は講じられておると法案には規定されておりますし、また予算書の中にもそういう金額が出ておるのでございまして、現にこれに伴うところの人事院規則は公布されておらぬ。人事院規則が公布されておらぬにもかかわらず、この法案がこれに準じて出るといふことは、これは少し先走つた考え方ではないかと思ふのです。いかがでございますか。

○内閣府委員 国立学校の教職員に對する管理職手当につきましては、先般淺井人事院総裁より、出すというこ

○坂田委員長 これにて修正案の趣旨説明は終了しました。

○受田委員 修正案に對して質問を試み、あわせてこれに関連して政府の見解をただしたいと思ひます。

今回政府提案にかかります法案の修正案を提出された御趣旨を私承わつたのでございしますが、市町村の中小学校の校長に管理職手当を支給するということは、いわば従来そういう制度があつたものを増額するとかいうようなものとは違つて、中小学校長に新しい手当の創設であるという考え方になつておる。この御趣旨を、提案者はさうな御趣旨でこの管理職手当分を削減することを御提案になつたのであります。

○辻原委員 ただいまお尋ねの中心は、管理職手当というものを新設するという建前に對して、そういう前提においてわれわれがこれに反對して削減をするということを提案したのかどうか、こういうお尋ねであつたと思ひま

○受田委員 提案者の御答弁に関連して政府に見解をただしたいと思ひます。今回の政府提案による重点的内容は、地方の公立の中小学校長に管理職手当を出すという御趣旨でございます。また通勤手当を出すという御趣旨でございますが、その根源になる国家公務員であるところの国立学校の高等学校あるいは中小学校の校長に、またこの管理職手当を出す規定ができていない。この問題は、国の公務員の給与の種別とかあるいは額を基準にして地方公務員のそれを定める法の精神からいつても、これは先後するものでは

○瀧本政府委員 昨日も人事院総裁から申し上げましたように、人事院とい

合によりましては、その格上げをするというものである。ごさいまして、それらとあわせてこれをやるというので、目下準備中のごさいまして、これでごさい次第である。きのう人事院総裁が申し上げた通りであります。

○受田委員 そのことは一般的な問題であって、ここに出されているのは教職員に関する分が出ています。従ってこういう法案が出されておき、しかも四月一日からこれを施行するということがなされているならば、予算措置がなされている国家公務員については、当然直ちに国立学校の分については規則を公布すべきじゃないか。何だかそこそこの印象を国民に与えられておいたような印象を国民に与える意味において、非常に不愉快な感じを与えておることを隠すことはできません。この点については何かそうした配慮がされて今日まで延ばされておる。これはあなたの方の立場から私はお答え願いたいのです。

○瀧本政府委員 先ほども申し上げましたように、人事院といたしましては他意はないのでございまして。これは予算が通りましたから、すぐにでもやればよろしいのでありますが、いろいろ準備等がございまして、そのためにこれだけおきただけでありまして、その準備が整い次第これはやる。これは先日人事院総裁が申し上げた通りであります。

○受田委員 かりにこの法案が本日衆議院を通り、明日参議院を通ったと仮定します。そうすると、この市町村立の中学校長に対する管理職手当は直ちに支給される法的根拠ができるわけですね。そのときに国立学校の方はあと回

しにされておるというようなことは、国の公務員の給与の種類、額を基準にして定める地方公務員の立場等を考えなければ、これは全く逆転しておるのではありません。国家公務員の方はちゃんとできておいて、しかる後に地方公務員の方ができるといふのが順序じゃありませんか。

○瀧本政府委員 仰せのように、地方公務員の場合は国家公務員の例に準ずるのでございまして、さような順序になろうかと思うのでありますが、人事院としましては別に他意はないのでございまして、これは準備のでき次第やる、さようなことになっております。

○受田委員 これはまだ人事院の権限を損傷している重大な問題なんです。この法律案が政府与党の諸君があとせっておられるように、きょうにでも成立するならば、地方公務員の方はすぐ支給される根拠ができる。国家公務員の方はあと回しにされるということになるじゃありませんか、そういう現象が起ることを御承知でありますか。

○瀧本政府委員 これは国家公務員は四月から予算が通つておるのであります。手続が多少おくれしておりますけれども、別にあと回しにされるようなこととはないだろう、このように思っております。

○受田委員 予算が通つておることはわれわれよく承知しております。しかしこういう法律ができる以上、その基準になる規定ができていないで、検討中のものを基準にしてこういう法律を出すというところに矛盾があるのじゃないかと尋ねておるわけですね。

○瀧本政府委員 昨日も総裁が研究中

と申しましたので、ちょっと誤解を生んだかと思いますが、それはあとであらためて総裁が申し上げましたように、ただいま準備中である、こういうことであります。

○受田委員 その準備中はおそいで。やるのならば、きょうにでも出しおられなければならぬ。こういう法律を出そうとするときに、基準の規定もできておらぬで、それは検討中、準備中というものを基準にしてこういう法律を出すというのとは大きな矛盾である。文部大臣の御答弁を願います。

○瀧本政府委員 昨日来の質疑応答で、私は大体明らかになっておるかと思つておりますが、人事院におかれましては、国立学校の部分に對しまして今制度を準備いたしておるわけでありまして、その内容的な面から申しますと、われわれの方と何ら違いはない。同じような建前のもとに、人事院は人事院として準備を進められておるわけでありまして、この法律案もまさしく地方の高等学校、小学校、中学校の校長に対する管理職手当を支給するための準備上、急いでこの法案を出しておるわけでございます。その間立ちは同じことなんであります。かりにこれが出ましても、基本となるべき、基準となるべき人事院の規則ができません限りは、地方に基準がないのであります。

○受田委員 従つて、地方としては金の出しようがない。この法案は御承知の通りに、その場合における負担関係を明らかにいたしておるわけでございますので、もとほどこまでも人事院規則によつて、それを基準として支給するということがなつておりますので、格別私はその間にいて問題にせられるほどのこと

はなからかうかと思うのでございまして。

○受田委員 国の基準ができるまで、法律は通つてもその施行を待つ、こういうお考えでございませうか。

○瀧本政府委員 国の基準ができまして、これに基いて地方でそれぞれ条例等でものがきまるのであります。その条例ができまして上で支給せられるわけでありまして、支給せられた上で初めて負担関係ということが出てくるわけでありまして、そのときのことをこれは規定いたしておるのでございまして。

○受田委員 人事院は、国立学校の分だけを先へ抜き出して規則を制定するというような考え方はなかつたのですか。

○瀧本政府委員 先ほども申し上げておりますように、人事院といたしましては、特別調整額の問題は教員関係だけではないのでございまして、一般行政職にもあるのでございまして、これを別に分けてやるという理由は人事院としてはないわけでありまして、従いまして、全般的準備が整いましたところでやる。これは多少いろいろのことでおくれしておりますけれども、極力早くやりたい、このように思っております。

○受田委員 人事院は過去において規則の改正を一年のうちに五回も六回も七回も八回もやつておる。こういうふうには、同じ年度内において、一カ月か二カ月おきにでもやるといふほど綿密に規則改正がされておるのに、すでに予算措置がされておるものを今日まで引き延ばしたという考え方は、私ははなはだ納得できない。

○瀧本政府委員 御指摘のようにな一件、二件のものでありますれば、これ

は随時やつたこともございするが、また各種のいろいろな事情がありますために、四月から予算が通つておきまして早くやりたいと思ひましても、これは準備の都合上、七月になり八月になるといふこともあるのであります。

○受田委員 私にはさきに、今まで質問をしたことにならなく重復を避けた形で、根本的な問題をお尋ねしたいと思ひますが、けさ小松君及び堀君からお尋ねいたしました管理職手当の性格ですが、これは局長さん、あなたの率直な御見解は、二十七年のこの管理職手当制度創設のときに、小松君の質問に對して答えた御返事を私よく覚えておるし、また記録にも残つておるのでございしますが、これは明らかに俸給の特別調整額というものは超勤の変形であるということにあなたは御答弁されておき、また人事院総裁におきまして、そういう意味で新しい「むしろ高級官吏の超勤額をある一定額に押えてしまふ」といふような意味でこれを創設したので。同時に一つの職務給的なものをそれに付け加える意味ではないと答弁しておられるのです。これははっきりした御答弁です。従つて超勤の変形であるということになつて、新しい職務給の性格が追加されるものではないという意味の御答弁がされておる。そういう意味から考えまして、俸給の特別調整額という、こういう制度を創設したときには、二十七年の国会での御答弁のような御趣旨であつた

○受田委員　そうしますと、予算上の事情が許すことになれば、一二％という国立学校の大学の学長と同じように持つていくのが適正であるとお考えで

て、七%にいたしましたわけでございます。

○受田委員 予算の都合で七%というようにいいかげんに引かれることによって、国立大学が優先し、中小学校

○愛田委員 国立学校は何名でござい
ますか、もう一度……。

○内藤政府委員 百五十二名校長にあ
らざる者が一等級に格付されており

う立場をもとにした手当であるという意味でそう仰せられておると思うのでございますが、この制度の誘因を考えるときに、他のお役人の場合、一般行

うような考えを文部省自身がお持ちになるところに問題があると思うので、すけれども、どうです。

○**灘尾国務大臣** 一般の給与とこの管

理職手当を同じようにお考えになるところに、私は意見の相違が現われてくると思うのであります。教職員の一般の給与の問題につきましては、もちろん文部省といたしましては、十分にこれに對して注意を払い、できるだけ適正な処遇をして参ることに努力することとはこれは当然なことでありまして、しかしこの管理職手当は、再々申し上げますように、学校の管理または監督の任にある人たちに對して、その地位にかんがみて出そうというのであります。しかも今回初めて出そうというのであります。すでに大学の学長あるいは学部長等には出しておるのであります。その引き続きの一つの考え方として、公立の高等学校以下の学校長にも出し、またこれと関連して地方の学校長にも出そうということでありまして、筋道は別でございますので、どうぞさように御承知願いたいと思ひます。

○受田委員 国立の大学長に出しておる前例があるということになるならば、国立の大学長のうちで東京の大学長は、これは一般の中央官庁の例を見ましても、ほとんど二五％という管理職手当をもらっている。それをなぜ好んで一二％に切り下げたか、御答弁を願ひたい。

○灘尾国務大臣 給与の額と申しますか、これを決定いたしますのについては、予算その他のいろいろな関係が考慮に入れて額が決定せられると思うのであります。これは理論上正しいか正しくないかというようなことについてはいろいろ御意見もございまして、けれども、実際資金の問題として制約を受けるということは、これは当然なこと

でございます。またいろいろ他の事情も勘案いたしまして、これによつてまゝ額が決定されるということもございましょう。私はそういう意味におきまして、今日の一二％というものも、決して絶対のものとは思ひません。しかし一応これが適當であらうということできめられたものと承知いたすのであります。今回の七％の問題にいたしましても、決してこれが未来永劫変えられない、絶対のものとは思ひておりませんけれども、今日の場合といたしましては、まずこの辺が相當なところであらうということと決定せられたものであります。

○受田委員 中央の大学の学長は中央の官庁の最高責任者と同様に二五％にすべきではないかということに對する御答弁がございませぬ。

○灘尾国務大臣 これは御意見として伺つておきます。

○受田委員 御意見でなくて、ここにあなたの方の考えられる問題がいかにけんな線と處理されている根源があるわけなんです。中央の官庁の責任者は、管理監督の地位にあるものは二五％という甲額がもらえておる。従つて東京の大学の学長はそれに相応したものをもらうべきである。これはもしあなたの方の理論をもつてして推し進めるならば、そういう考え方になるべきじゃないかと思ひます。いかがですか。

○灘尾国務大臣 ある官職に對しましては二五％であるし、またある官職に對しましては一二％であるということにはそれぞれ事情があると思うのであります。その事情によりまして、一般の官庁の官職に對しましては二五％となり、大学の学部長に對しましては

一二％となる、かように私は承知いたしております。

○受田委員 その事情は文部省が御承知されて、大学の学部長におつけになられた事情をはつきり言つて下さい。二五％、一八％、事務局長は一八％、また学長は一二％、むしろ学長の方が低いところにあるという根源、これはおわかりだらうと思ひます。

○灘尾国務大臣 政府委員をして答弁させます。

○内藤政府委員 大学の事務局長が一八％になりましたのは、これは從來から超勤がございまして、先ほど来お話のありました超勤的なものが考慮されております。それからもう一つ学長、学部長につきましては、すでに教職員は、学長、学部長を含めて、超勤手当を出さないかわりに、調整号俸を出しております。ですから調整号俸の上さらに管理監督に伴う管理職手当を支給するのでございまして、その率は若干下るのが適當ではないかと思ひます。

○受田委員 その若干の根拠をお示し願ひたい。

○内藤政府委員 若干と申しますのは、管理職手当が、甲が二五、乙が一八、丙が一八という基準でございまして、一八より下れば一二ということになります。

○受田委員 そうしますと、事務局長と学長を御比較になつたのですが、ほかの二五％をもらっているものとこの比較はされなかつたのですが……。

○内藤政府委員 これは他の公務員と、また学長、学部長あるいは事務局長その他の公務員との全体の調整をした上でできた額でございまして、

○受田委員 その全体の調整の根拠をお示し願ひたい。これは非常に大事なことです。

○内藤政府委員 これは私どもとしては、大体これで均衡がとれる、こういう考え方でございまして。

○受田委員 大学の学長の一等級は行政職の最高俸七万二千円が久しくそのままにとまつてゐる。二十九年一月以後そういう大学の学長の該当者の少数に与えられてゐる、この行政職の最高俸というものが、いつまでもその座にあることを考えたときに、あなたはそれで全体の勘案をしたと御答弁ができませんか。

○内藤政府委員 三十一年の當時におきましては、調整がとれておつたと思つております。

○受田委員 そういう調整の根拠です。三十一年はすでに一般行政職の給与の改善がされておるときであるにもかかわらず、行政職最高俸はそのまゝに据え置かれたという現象があつたわけですか。

○内藤政府委員 でずから私が先ほど来申し上げておりますように、從來教職員については超勤的な要素は調整号俸として本俸に組み入れておる。これは校長を含めてでございます。その上に管理監督に必要な調整号俸を出すわけでございますので、その率が低いのはある程度やむを得ないのではなからうか。もちろんその中でこれが一二％が非常に今後不合理だということが判明いたしますれば、これはかえることは努力したいと思ひます。

○受田委員 私はさらに今回の法案に關連して今辻原議員から提出された管理職手当を削除する問題に觸れていく

わけでございますが、学校の先生という特別の職務というものは、これは灘尾さんが大臣に二度なられておるそのつど力説されておることです。教職員に對する特別のプライドを持つというやうな意味の御発言がしばしばあつた。従つて学校の先生に對する待遇というものは、單に勤務時間だけで処遇をするということとは、はなはだお氣の毒であるというお考えが、良心的なお考えがあるならば、校長だけにこの手当制度を創設しないで、同時に一般教職員にも超過勤務をした場合における手当を当然出すべきである。しかも文部省は資料をお持ちだと思ひます。さういふ資料があると思ひます。校長の勤務時間と教職員の勤務時間というものの資料が出ておると思ひます。その資料を一つお示し願ひたいと思ひます。私は教職員の勤務時間の方が、むしろ校長の勤務時間よりも長いのではないかとこの印象を持っております。でございますが、この点もあわせてお答え願ひたい。

○内藤政府委員 教職員の勤務時間が明確に把握できますならば、これは御指摘のやうに超過勤務手当を出すべきであると思ひます。ところが教職員の勤務の実体が明確に把握しがたい、たとえば授業時間だけが私どもは勤務時間と考えないのであります。これに必要な予習もあるだらうし、あるいは児童の評価、採点等もあるでしようし、いろいろ自後の措置があるわけでありまして、あるいは夏季の休業日あるいは冬季の休業日等の事情もあります。いろいろ実体が把握しがたい、こういうやうな事情から特別調整額を出したわけでは

さいますので、こういう点を考えまして教員の勤務の時間というものは明確に捕提できない、こういう意味でございます。

○受田委員 その特別調整額を出したことで今片づけておられる。特別調整額を受けておるのはすべての教員で、そのうちで校長だけが特別の手当を今度もうということになる、そこをあなた方は考えてみなければならぬ。従って校長だけに、管理監督の地位にあるから、しかもそれを教頭におろそうとされたのでありますが、そういう考え方は他の職種の職員に比べて教員の場合は校長と一般教員の待遇は差が開くことになるわけです。大きくなるわけです。これは大臣、おわかりになるわけですね。それは御確認になりますか。

○灘尾国務大臣 どうもたびたび申し上げておるよう思うのであります。が、今回の管理職手当は、勤務時間という関係から出したものではございません。校長のその職務にかんがみまして出すのでありますから、これと一緒にせられないようにお願いをいたしたいと思ひます。

○受田委員 大臣にお尋ねしているのは、その教員のうちで、校長と一般教員のもらう本俸、手当を含めた給与上の差が広がるということを確認になるかということです。

○灘尾国務大臣 一般論から申しましてそういうことになりましょう。受け取ります金額、そういう点からいえば、確かに開きを生じてくると思ひます。

○受田委員 この給与の中に、大臣御承知の通り、本俸と諸手当と二つある

ことはおわかりだと思ふ。生活をささえていく根拠は職務給と生活給を合せて、今度あなたがたがお出しになられたのは、職務給的な性格を持った手当を教員のうちの校長だけににお出しになろうというわけです。そうしますと、教職員の生活の実態から見ても、職務給、給率給、生活給というようなものを総和したその額の上に差等が大きくなるといふことは、教員の生活の上の一つの開きができて、校長と一般職員との間にみぞができるおそれがあるといふことも考えなければならぬ。つまり給与の適正と人事の公平といふものが、国家の行政組織を運営する一番大事なことであり、特に教育行政をつかさどる上で一番大事なことだと私は思うのです。先生たちの満足した公平な給与と、そしてその身分上の確保をしてあげるといふことが、文部行政の要諦だと私は思うのです。その要諦にはずれておそれはないかといふことを私は極力おそれおる。大臣、あなたが、他の一般職種に見ることのできない、超勤手当制度のない教職員の中で、管理職手当というものを校長だけにいせれば、そこにそうした問題をばらわおそれのあることも十分御検討していただかなければならぬと思ひが、いかがでございますか。

○灘尾国務大臣 この管理職手当を除いた給与につきましては、校長も一般の教職員も同じように扱われておるわけでございます。これはいわば、管理、監督の任にあるというその職務にかんがみまして特別に出すものでございます。このために開きを生じましてもやむを得ないことと思ひるのであります。

○受田委員 あなたはあつさりそうおっしゃられますが、今までそれがなくて済んだのですよ。なくて先生たちには不満があつたんですか。校長と一般職員との間において、管理職手当が出ないために不満が爆発したという事例がありましたか。非常に平和な教員社会ができておった。そこでこういう新しい制度を創設されるところに問題がある。私はそれを申し上げておる。今まで出さなくて済んでいたのが間違いだと大臣はお考えなのでありますか。

○灘尾国務大臣 私は今日の学校長の重要な職務といふことを考えます場合に、これに管理職手当を出すことは適当だと考えて、これを提案いたしておるわけでございます。

○受田委員 一般教職員に対して超勤勤務の手当を同時に本筋としては考えてみたののだが、予算上の問題としてこれができないのだというお考えはございせんか。

○灘尾国務大臣 遺憾ながらこの問題は、いゆる超勤勤務手当の問題と関連せしめて私は考えておりません。

○受田委員 関連させておられないが、超勤勤務というものを考える段階にきていふことは、別の意味でお考えですか、どうでしょうか。

○灘尾国務大臣 目下のところ別に考へてはおりません。

○受田委員 しかば、さつき局長から御答弁になられた一等級、二等級、三等級の問題からもう一べんお尋ねしますが、人事院規則にあるところの一等級の中に校長が入っているわけですが、この原則の中に、さつき二等級から上るものがあるという例を言われま

したが、これは原則的には一等級は一等級としての職務給的な性格を持つておるとお考えでございますか。そして二等級から一等級へ上り得る者は例外だとお考えですか。

○灘尾国務大臣 政府委員からお答えを申し上げます。

○内閣府政府委員 一等級は一等級に相当する者を格づけするわけでありまして、二等級から上ることは例外でございます。

○受田委員 そうしますと、原則的には一等級の中には一等級としての職務給が考えられておるとお考えですか。

○内閣府政府委員 さようでございます。

○受田委員 そうしますと、責任の度に応じた待遇は、今回の改正措置によつて、一、二、三等級によつて、それぞれその責任の度に応じた処遇がされておると一応断定できますか。

○内閣府政府委員 それが不十分ですから、特に校長には管理職手当を支給するわけでございます。

○受田委員 そうしますと、二等級が一等級になるという場合は、その職務の度合いはどういうことになりますか。

○内閣府政府委員 これは実例で申し上げた方がいふかと思ひます。一等級は原則として校長でございますが、教員のうちでも、大きな学校の教頭等は校長に準ずるような職務をいたしておるもので、こういうような者については一等級に格づけすることにいたします。

○受田委員 そうしますと、一等級をもらひ、かつ管理職手当をもらうといふことになる、最近において極度に

校長は処遇がよくなるという結果になることがおわかりでございますか。

○内閣府政府委員 別に一等級になつたから特にいいというわけではなく、管理職手当がつけばそれだけ優遇されるわけでございます。

○受田委員 今まで各等級によつてそれぞれその責任の度合いに応じて待遇が一本化されていたときと、今日の等級制に分けられたときとは待遇差ができていくわけですね。等級の高いところの者は高い待遇を受けるようになってきた。それがさらに管理職手当を受けることによつて、一般職員との間により一層待遇の開きができてくるわけですね。それがあまりにも大きく二段階を踏まれているというところに問題がある。これを軽くお考えになるところに、現実の教育界の実情を無視されるおそれが出ておるのです。一般職員としては、原則としては校長にならなければ二等級になれないのです。その原則としてなれない一等級の人はさらに管理職手当をもらえらるということになれば、そこに二段階跳躍の待遇というものが校長だけに Rowe してくるのです。そこを私は憂へておるのです。御答弁願ひたい。

○内閣府政府委員 そのお説は、一般公務員の場合に、局長、課長がそれぞれその処遇を受けておられますが、なおそれにもその上に管理職手当が支給されておるのでございすから、そのことと私は同じだと思ひます。

○受田委員 そこに問題が一つあるのは、繰り返し申し上げることになるのですが、一般職員と教職員との間には超勤制度があるなしという問題が一つあるわけなんですから、そこを考慮に

入れないでは一般論で解決できないというのを御判断願わなければならぬのです。いかがでございますか。

○内務府委員 そのような点を考慮して、管理職手当の支給率は七〇の定率になっておるわけでございます。

○受田委員 その問題は、これは非常に譲歩というものを申し上げては失礼でございますが、七〇という低率でございまして、これは予算上の問題だとは仰せられたのです。従って原則としては一二〇でも出したのだから仰せられておるのです。そういうところの問題があるわけ。だからそういう手当を出す以上は、一般の教職員にもあわせて超過勤務というものをいってあげなければならぬという結論になるわけ。これを同時に考えられるという配慮があるならば、われわれとしてもあなたの方の意のあるところに対してある程度の了承をせざるを得ない。そういうところを一つ考える。もう一つは、現に教職員の中に超過手当を出しているところがあるわけ。試験の採点をしたりするときには特別に超過勤務手当を出す制度があるわけ。国立学校の先生あるいは都道府県にそういうものがあるわけ。そういう者の超過はどういうように考えていくべきか、これを御答弁願いたい。

○内務府委員 先ほど来申し上げておりますように、教職員の勤務の実態が捕捉したい、こういう点からこの問題を調整号俸で解決した。これは原則論でございます。私も教職員の給与の改訂には絶えず配慮しております。給与の三本建に当りましては、一号の調整をするとか、あるいは昨年は

高学歴者に対しては一号ないし二号の調整をいたしております。ですから全体としてあるいは初任給の場合でも、普通の公務員よりは二号いいわけでございます。こういうふうな全体の給与体系を向上させるように、特に教職員の職務の実態に即応するような待遇改善をはかってきておるわけであり

○受田委員 その特別な超過勤務手当というのは、何の規定で出され、また実態はどういう額を出されておるか。国家公務員と地方公務員に分けて御答弁を願います。

○内務府委員 これは一般の公務員の例によって出しております。

○受田委員 その一般の公務員の例といいますが、一時間につき幾らという割で出しているわけですね。その額がどうなっているか。全体を通じてどういう額を予算上と考えているのか。地方公務員の場合は、どういう指導をされておるのか。そういうことをどうにかも御答弁を願いたいと思います。

○内務府委員 特に国立大学では、非常に入学試験が激甚でございます。入学試験に伴う複雑な事務がございますので、そのために、特別に超過勤務手当を支給しておるのでございます。ただ府県の場合には、これは各県のいろいろな御事情がございます。入学試験のような形で国立学校とはだ

いぶ御事情が違ふと思うのです。各県においてどの程度出しているかということ、私は、私も今のところ詳細には存じておりません。

○受田委員 国家公務員に出している超過勤務手当をもう少し前進させて、先ほどあなたが言われたような調整額のほかに、十分管理職手当に見合うべき額を出すという考え方はないのか。また地方公務員に対しても、現に支給されている試験、採点等における特別超過勤務手当を、もう少し前進させるというふうなそういう措置を講ずる用意はないのか。これもあわせて御答弁願います。

○内務府委員 先ほど来申し上げますように、教職員の勤務の実態は複雑であり、非常に多岐でありまして、捕捉が困難でございますので、この教職員の勤務実態に即応した給与体系というのが、私も理想であると考へております。ですから特別に超過勤務手当というものは、私も特別な場合を除いては考へておりません。

○受田委員 あなたの先ほどの、教職員に対して最近調整された一、二号俸昇給、あるいは高等学校に対して一号の昇給とか、こういう問題は、これは全体の職員の問題です。ところが今回の措置は、学校長に対するだけの特別な措置がされておるわけ。そこにまた問題がある。これが一般の問題として取り上げられるならば、ここであな

たにいろいろ御批判を申し上げるすきはないわけでございますが、そうした一般論でなくして、特別な規定を制度化したというところに問題がある。これが教職員の管理職手当、従って私が今申し上げたような、正確に教員の

勤務時間の測定ができないからというので、超過勤務は今のところ考へてないというふうな考え方は、今大臣が、超過勤務というふうなものは考へてあげるのが別の意味からいいというのと、矛盾してゐると思う。そういう意味で超過勤務というふうな制度を、別の意味で考へてあげて、その間のバランスをとっていく努力を文部省がされない限りにおいては、この第一線の教職員の待遇上の問題は永久に尾を引く。これはどうですか。一つそこへ勇

政に踏み切る勇氣を持ってこの法案をお出しになるという、そういう考え方に直す意欲はございませんか。

○内務府委員 お説のような理由から、従来一般の公務員と同じ俸給表を使つておりましたのを、教職員に対しては別個な俸給表を作つたわけですが、これが改善については今後も努力いたしたいと考へております。

○受田委員 別個の俸給表ということ、これは校長と一般の人を別に考へた俸給表ではないわけ。全部一律に考へた俸給表でございます。従つてそういう待遇向上をするのであれば、これは十年間黙つて教職に當つた職員の皆さんに対しては、非常にいいはなむけだと思つて。ところが校長だけに対する全く異例の措置をされたというところに問題があるということ。もう一度考へなさいかということ。もう一つは、公務員制度調査会が給与上の問題として政府に答申をしておる問題の中に、諸手当の簡素化という問題があるわけ。そういう意味からも今後の給与体系は本俸主義で

いつて諸手当は全部整理、簡素化するという建前からいうならば、十年も

今日まで済んでいた問題を、寝た子を起すように蒸し返して、管理職手当を出して体系に波紋を授けるということ、は、政策の下なるものと思つて、いかがですか。

○内務府委員 何か十年來沈黙というふうなお話がありましたが、管理職制度が施行せられたのは昭和二十八、九年ころからでございます。国立大学につきましては自來私も予算要求をし、また人事院当局とも折衝して、ようやく三十一年度に学長、学部長等に支給し、さらに研究所長、病院長というように及ぼしたのであります。今回はそれを高等学校以下に及ぼすという趣旨でありまして、現在の給与体系の中においてより合理化するの、私も役目だろと思つております。

○受田委員 教職員の持つ職務のうち、行政職としての要素がどういう程度にあるものでございましょうか。

○内務府委員 ですから行政職と申しますか、一等級、二等級、三等級に分れてありまして、校長は原則として一等級です。ですから一等級が主として校長の待遇でございます。

○受田委員 そうしますと、政府が考へておられる、教頭にもこの管理職手当を出したいということになりますと、教頭は原則として各校に一人ずついると思つて。級は、そういう原則として各校に一人ずつあるような場合は、校長職、教頭職、教諭職、助教諭職というように、四等級が考えられる。そういう構想をお持ちでありますか。

○内務府委員 現在教頭は原則として二等級に格づけされております。で

て、給与の三本建に当りましては、一号の調整をするとか、あるいは昨年は

高学歴者に対しては一号ないし二号の調整をいたしております。ですから全体としてあるいは初任給の場合でも、普通の公務員よりは二号いいわけでございます。こういうふうな全体の給与体系を向上させるように、特に教職員の職務の実態に即応するような待遇改善をはかってきておるわけであり

○受田委員 その特別な超過勤務手当というのは、何の規定で出され、また実態はどういう額を出されておるか。国家公務員と地方公務員に分けて御答弁を願います。

○内務府委員 お説のような理由から、従来一般の公務員と同じ俸給表を使つておりましたのを、教職員に対しては別個な俸給表を作つたわけですが、これが改善については今後も努力いたしたいと考へております。

○受田委員 別個の俸給表ということ、これは校長と一般の人を別に考へた俸給表ではないわけ。全部一律に考へた俸給表でございます。従つてそういう待遇向上をするのであれば、これは十年間黙つて教職に當つた職員の皆さんに対しては、非常にいいはなむけだと思つて。ところが校長だけに対する全く異例の措置をされたというところに問題があるということ。もう一度考へなさいかということ。もう一つは、公務員制度調査会が給与上の問題として政府に答申をしておる問題の中に、諸手当の簡素化という問題があるわけ。そういう意味からも今後の給与体系は本俸主義で

すから二等級の中に一般の教員と教師と二種類あるわけでありませう。教師は校長を助けて校務を整理するという重要な職責にありながら、普通の職員と同じでございます。ですからその職務の特殊性にかんがみまして、何らかの優遇をする必要があるのではなからうかと考えております。

○受田委員 そうしますと、私がお尋ねするのは、その二等級における教員の中に教師と一般教員と——校長、教頭、教諭、助教諭というように形で、これを一段階ふやすという考え方が一応構想に浮ぶわけでありませう。そういうことも考えられますか。

○内藤政府委員 そういう考えは持っておりません。

○受田委員 私は教職員の行政的な職務の内容からいって、政府が今意図しておられる教師職、これを創設して、これに管理職手当を付与しようという問題が、次の問題に乗って行くわけですね。そういうことを考えると、教員の等級制を一本ふやすという考え方が浮んでくると思う。そういう危険が多分に出てくると思う。これは今はやっておらぬということを言うけれども、実際にやってくると、そういう方向に行く。それはけさほど人事院総裁が答弁されたうちに、二十七年当時にお約束された俸給の特別調整額ができた当時の超勤の變形という考えから、管理、監督の地位を浮き彫りした今日に切りかわっておるというのを考えても、こういう法律ができるときにはいい加減なことを言うて、それから何年かたつと、その当時とは変わった意味でものを考えようとするおそれがある。それは行政官の皆さんが常に誤りを犯

した通弊です。そういうことを考えたときに、あなた方は今回この管理職手当を出して、ほくそえんで、やったぞというような喜びを感じられる。次の問題として、そうしたせっかく美しい団結をしている教職員の世界に、新しい階級差とみそを作って、そこに管理監督の地位にある者と一般教員との間に、はなはだわれわれとしては考えたくない一つのものが深まる心配を感じているのです。国家百年の大計の上から、せめて教育職の世界にだけは、あなたの方の考えられているような行政職の誤まりを犯したそういう考え方を植え付けることをお避けになることが私は賢明だと思ふのです。これをまことに憂慮にたえないので、せつかく離尾さんのような公平な文部大臣が出席された機会に、しかも道義の高揚を叫ばれたといううらやまな法案を出しに、こういううへまな法案を出しに、これに給与体系を乱し、十年間以上も続いて今日第一線の教職員が十分これに満足して従っているこの給与体系を變更させるようなことをどうか一つおやめ願いたいと思うのですがね。大臣、あなたの御在任中に、国家百年將來の大きな汚点となるべき一つの問題がこの瞬間にはらわおそれをおなはた考えないのか。一つ十分高い立場から御判断をお願いしたいと思います。

○渡尾國務大臣 私はこのたびの管理職手当を実施いたしますことは、今日の学校関係の職員に対する給与の制度といたしましては、一つの進歩を示すものと考えております。

○受田委員 もう質問は終りたいと思うのですが、進歩というのは、どういうところに進歩があるのですか。

○渡尾國務大臣 われわれといたしましては、これまでにもこういうものをやりたいと考えておりました。これがいよいよ実現する運びになりましたので、進歩と申し上げるのであります。

○受田委員 この管理職手当というものが問題になったのは、ごく最近のことです。大学の学長、学部長に手当の制度が作られたときには、国立学校及び中小学校の問題は全然考えていなかった。はしなくも昨年の末に、九月に直したばかりの俸給の特別調整額の人事院規則を、この規則ができて二、三カ月したら、もうさつそくこういう改正措置をしななければならないような問題が巻き起つておるのである。しかも教頭にまでそれを及ぼそうとしておる。こういうことは、他の一般職種と比較して特殊の任務を要請されておる文部省の教員に対する考え方として、非常な大きな矛盾だと思ふのです。が、大臣、今辻原議員から提案されたこの管理職手当の削除、この部分を削除しておくということ、これは一般教職員に対する友愛の情をあたため、教育に専心するところの教職員独特の俸給表、独特の待遇に対する一つの裏づけをすることになると思ふのでござい

ますが、文部省の十分の反省を促し、この管理職手当部分を削除して、長期にわたってその本俸の中に特別の調整額として考慮され、そして校長、教員の区別なく一本でその体系のできていく教職員の給与体系を守るといふ形に、あなたが考え直し願うことを要望いたします。私の質問を終わります。(拍手)

○坂田委員長 これにて修正案に対する質疑は終了いたしました。

これより市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案並びにこれに対する辻原君外三名提出の修正案の両案を一括して討論に付します。討論者小牧次生君。

○小牧委員 私は日本社会党を代表いたしまして、ただいまわが党から提案をいたしました修正案に賛成をいたし、修正部分を除く政府原案に對して反対の討論を行うものであります。

今回政府の方から提案せられました法案の中には、一般の教職員に對する通勤手当の支給が含まれておりますが、これは後ほど触れるといたしまして、まず初めに管理職手当の問題について私の反対の意見を申し上げます。

これでもって一番問題となりました点は、給与法上の問題であらうかと考へます。たくさん委員の方々から昨日來長時間にわたりまして熱心な質問が展開されました。その質問の中心は、今申し上げた通り給与法上の問題であつたわけでありませう。すなわち今回提案せられました管理職手当は、現在の給与法上多くの疑点がある、同時に現在の給与体系、賃金体系をはなはだしく乱るものである、こういうような建前からいろいろと突つ込んだ質問が行われたわけでありませう。これに對する人事院並びに文部省側の御答弁を聞いておきますと、われわれの疑問とする点を十分説明されておらない。同時に人事院と文部省の間には、その考え方に相當な相違があり、不統一があると思われるのであります。

もういろいろ質問がありましたが、特別調整額の問題であります。学校の教師の場合、勤務時間が非常に複雑であるために、その測定がきわめて困難である。こういう事情からいたしまして、一般の公務員に比較いたしまして給与上の水準差を設けて、そして超過勤務手当をも含めて、現在の教師の別個な給与法が決定されている。これは先ほど内藤局長からも答弁のあつた通りであります。このことからいたしまして、一般公務員の例にならうと管理職手当を校長にのみ支給することが果して妥当であるかどうか。今、わが党の受田委員からもこの問題について熱心な質問がありました。もしこれを支給するとするならば、学校の校長と一般の教職員の間に非常に大きな給与の差ができる。そして学校内に無用の対立や不安を起す危険性がある。学校はあくまでも話し合いの場であらう。学校はあつて解決されていかなければならぬい場所である。そういうようなところに無用の混乱を起す可能性があり、危険性があるからよろしくない、こういうような意見が展開をされたのであります。が、こういう意味におきまして、現在の給与法の建前をくずすと同時に、無用の混乱を学校の場に引き起す意味において、私どもはどうしても納得できない。

またその次に重要な問題は、大学の学長や学部長の職務の内容と性格が、小学校や中学校の校長とは相当ひどく異なっている、私どもはかように考えております。また一般職の公務員の例にならうとすることは、教育の実情を無視しており、また法律の内

容を無視したものであると言わなければならぬと考へております。

その理由は、なるほど今回の法律案は、小学校、中学校の校長に手当を出すという財源的な措置としての法律案ではございますが、いわゆる校長が管理職であるからこれに管理職手当を出すという法律上の根拠は何ら無い。どこを探してみてもない。これは数日來のわが党の委員の方々の質問によつても明らかであります。ただ国立の高等学校校長以下に管理職手当を出せば、当然これに準じて市町村立の小中学校の校長にも管理職手当を出すようになる。ところがその基本になるところの国立の高等学校以下の校長の管理職手当の手続も人事院の規則もまだ改正されておらない。これは人事院の方々の御答弁によつて明らかであります。その基礎になる国立関係の校長に手当を出す規則が改正されないで、ただ単に予算が通つておるから、予算措置がなされておるから、後ほどこれを改正して、そうしてこれに準じて市町村立の学校の校長にも管理職手当を出すのだ、こういうような本末転倒した手続が今回の法案の提出にとられておる。こういう点は私もどうしても納得できない。また学校教育法の第二十八條にありますが、この「校長は、校務を掌り、所属職員を監督する。」これに基いて学校長は管理または監督の地位にある者だからこれに管理職手当を出すのだ、なるほど学校の校長はいろいろ校務をやり、そのために特別な仕事がありまして、学校の一般の教職員とは違つた点があります。しかしそれだからといって、学校の校長の監督権というものは一体どういふものか、

これは私は非常に問題であらうと思ひます。すなわちいろいろな問題を事前に指導したり、あるいはまた学校の教員を指揮命令したり、そういうことは私はできないと思ひます。私は監督という意味は、そういうふうには解釈いたしておりせん。従つて大部分の仕事は、一般の教員と学校の校長とは異なり、そのために学校においては、校長と先生方がいろいろ話し合つて、いろいろな問題の処理を進めていっておる。こういうところへ無理やりこじつけて、しかもまだ人事院規則も改正されておらない今日、無理やりこじつけて無理な解釈をして、学校の校長は管理職だ、管理職だといふふうにしめておいて、これに管理職手当を出そう、こういうやり方には、やはり何かほかに考へがあるのではないかと、いろいろなことをわれわれはどうしても考へざるを得ないのであります。また今回の管理職手当の予算を要求されるに當りまして、聞くところによりますと、三十数億円の予算を文部省は要求されたと聞いております。あるいは数字が幾らか違ふかもしれませんが、相当額の予算を要求されたと聞いておる。ところが大蔵省との折衝の過程において、なかなかこれがうまくいかないで、管理職手当においては四億四、五千万円、通勤手当においては五億数千円、こういうような数字になつたようでございます。こういうふうにならざるを得ない。このように無理にこじつけて出そうとする。このような予算の要求額といふものは相当額に上つておる。ところが、今私どもは文教委員会において、いろいろなわが日本の現在の文教政策上検討すべき問題について論議を重ねておるわけで

あります。いろいろな今なきなければならぬ。いろいろな問題が山積をいたしております。私がいつも申し上げる通り、わが日本の公立学校の老朽危険校舎の問題、これなども非常に大きな問題であります。年次計画を立てて、早急に老朽危険校舎を解消していかなければならぬ。また不正授業に悩めるところが多い。屋内体操場の申請も殺到いたしておるといふ実情でございます。これは文部大臣もよく御承知の通りであらうと考へております。またそのほか理科教育の振興あるいは僻地教育の振興あるいはまた学校給食の問題、これらの問題を解決するには、なおまだたくさん予算が必要であります。こういう問題を文教委員は全員一致で急速に解決することに全力をあげ、熱意を傾けなければならぬ段階だと考へておりますが、こういう問題には、今論議されておる問題ほどには熱心なようには、失礼でありますが見受けられない。私どもは党派を越えてこれらの問題については非常に遺憾の意を表しなければならぬと考へるわけでありまして、こういう意味において、私どもはほかにまだやらなければならぬ問題がたくさんあるというところを指摘いたしたのであります。さらに今日、学校の教職員の給与内容を考えてみましても、これも先ほど来いろいろ問答がありました通り、いまだなお非常に劣悪な条件のもとに放任されております。いろいろな点におきまして学校の教員の昇給昇格の停止、あるいは延伸である。これには地方財政上の問題もあるかと思ひますが、これらの問題のために各地方の県におきましてはいろいろ混乱を引き

起しております。こういう問題の解決も、先ほど文部大臣はできるだけ努力すると言つておられますが、果していつこういう問題が円満に解決されるのか、これにはやはり予算措置が必要であります。今日学校の教員の方々は、昇給昇格を停止され、しかもまた昇格を引き延ばされておる。非常に苦しい生活の中で労働基準法に規定するところの労働時間をはるかに上回るところの過重なる労働に黙々として従事しておられる。この実態を私どもは率直に見て、こういう問題にこそ文部大臣あるいは文部省の方々は全力をあげて解決に努力してもらわなければならぬ。

さらにもう一つ重要なことを申し上げたいのは、先ほど来いろいろ各委員の質問の中にもございましたが、今日勤務評定の問題のために教育界は全国的な混乱のまっただ中に置かれております。今や泥沼の中に入つておると言つても過言ではございませんまい。これも私も文教委員会が取り上げて、そして少しでも早く事態の円満処理にわれわれは努力しなければならぬ、こういう重大な問題であります。こういう大きな教育界の混乱のまっただ中に、また今回の短期間の特別国会に、強引に今のような法律案を政府が提出されて参つた。これも先ほど来私が申し上げる通り、どうしてこういう短かい特別国会にこのような法案を強引に上程されたか、やはりそれには何かほかに考へがあるのではないか、こういうことがどうしてもわれわれの頭から抜け切れない。特にきのうでありましたか、参議院における岸首相の答弁の中にも、学校長を組合員からはずすという問題についてどう考へるかという質問に対して、良識に待つとか、あるいは組合に加入しない方が望ましいとか、あるいはそのための法律化も研究中である、こういう答弁をしておられますが、これらの問題と、今議題になつておる管理職手当の問題とは果して別個のものであるかどうか。なるほどこれは別個のものである。こういうふうな言われるのであります。今申し上げた通り、いろいろないきさつを考へてみました場合に、率直に言つてやはりこの問題と別個の問題ではないに、むしろその裏づけをなすような積極的な意図を持つておるとわれわれは断ぜざるを得ないのであります。人によつては、今回の管理職手当は、校長が勤務評定の問題のために板ばさみになつて非常に苦しんでおる、そのために組合から離脱する、そのための手切金ではないか、これによつて組合離脱を踏み切るんだという。特に勤務評定を拒んでおるような校長にこれが与えられ、それを契機として離脱する。そういう意味において私どもはどうしてもその背後における政治的な意図というものを疑わざるを得ない。

いろいろ申し上げたいのであります。時間がありませんし、皆さんお疲れのようでございますから、結論を申し上げます。われわれは、学校の校長さんにどういう意味においても手当を出してはいけなかつた、そういうことは考へてはおらない。何らかの意味において、こういうような不合理な、こじつけのやうなものではない、堂々たる態度をもつて、学校の先生方も同様にもつと研究

こういう意味において、わが党から提案されました修正案——これは管理職手当を除いて、一般の先生方に通勤手当を出して、少しでも現在の苦しい生活の足しにしよう、こういうような意図のものでございますから、私どもはこの修正案にはもう手をあげて賛成をし、政府の原案に対しましては断固として反対するものであります。（拍

○八木(徹)委員　私は自由民主党を代

表しまして、ただいま趣旨弁明があり
ました辻原君外三名の修正案に対し
ましてはこれに反対し、政府原案に対
しまして賛成をいたしたいと思います。

先般來る連日の質疑を通じて、なおまた先ほどの趣旨弁明を通じて、なおまた小牧君の反対討論を通じて看取されるところのものは、社会党の諸君が政府原案に対して反対しようとするところのものは五点到要約されるのではないかと思ふのであります。私はその五点についてわが党の所信を申し述べ、これに弁駁を加えたいと思ふのであります。

その第一点は、校長が管理職ではないのではないかとという認識の問題であります。先ほど辻原君は、学校の管理者は教育委員会である、校長は校務をつかさどるのであって、教育委員会の

第二点といひまして、校長及び教員は今超過勤務手当が支給されてない、一般公務員とはここにおいて本質的に違うから、こういうような説をなすのであります。もちろん連日の答弁にありますように、学校の職員につきましては超過手当は支給されておりません。しかしながらそれの方々に對しましては、本俸においてそれらの補いをつけておるわけでございまし

ます。そこでそういうような本質的に

違つておる公務員と——給与体系上において違つておるのでありますから、これとの区別をする必要はないと思います。われわれは同じく教職員であります。

とこの国立大学の学長、学部長に対する処置と比較対照して、正しいか、正しくないかの認識を持てばいいのではなからうかと思うのであります。すでに同じように、国立大学における学長、学部長に対しては、ひとしくこの超勤手当が支給されておりませんけれども、しかし職務の内容上からいまして、これらの方々に對して管

理職手当を支給いたしておるわけでありますので、それと同一見解の上に立つて、小中学校の校長先生に対して出すということは、これは一つもおかしくないと思うのであります。特に甲乙

第三点といいたしましては、これをも
ちまして給与体系を乱すのではないかか
という問題であります。私は現行給与
というものがりつばな給与体系だとは
決して思っておりません。少くとも生
活給を中心にいいたしました給与体系で
あることは皆さん御承知の通りであり
まして、今後職務給あるいは能率給と
いう問題がさらに加味されてこなけれ
ばならない段階がきておると思ってお
ります。しかしながらそれは政府に
よって当然そういうふうな措置が近い

しては、これの不備を補うためにいろ

いろいろな手当が支給されることはやむを得ないことだと思っております。

私はさような観点からいたしまして、学校校長の職務の重大性にかんが

みまして、これらの方々に對して管理職手当を出すということは、時宜に適したことだと考えるのであります。

第四点といたしましては、いわゆる文教行政上から考えた場合に、これらの管理職手当を出すということと、その他の文教行政上のもろもろの問題、たとえば指摘されましたように、理科教育、僻地教育の振興の問題であると

か、あるいは学校給食の充実の問題であるとか、あるいはPTA負担の軽減の問題であるとか、あるいは教員定数の問題だとか、いろいろな問題がございます。それらの問題と比較対照する

うのであります。われわれはそれらの物的な、いわゆる施設拡充という問題と、精神的な、秩序の確立という問題との等差をつけるということは困難であらうと思います。われわれは両方ともが充実に、初めてりっぱな教育の進展が期せられると思うのであります。われわれは今後とも、これらの教育行政上の不備な点につきましては、社会党の諸君とともに手を携えてこれが一日も早く実現するように努力をい

校管理職手当というものは不備だとい

う論拠にはならないと思うのであります。

に關連する政治的意圖があるのではないかという点であります。これが社会黨の本音ではないかと思うのであります。私たちは、累次の政府答弁にありました通り、これらのことによつてあるいは勤務評定を有利に展開しようといったようなけちな考えは持つておりません。われわれは、少くともそういう見解を持つていたしますならば、校

長の組合離脱という問題を同時に提案するはずであります。私は校長が組合を離脱することは当然だと思っておりますけれども、それはその人たちの良識にまかすこととしたしまして、今後と

これより採決に入ります。ます辻原君外三名提出の修正案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

ました。

次に本案について採決いたします。
本案を原案の通り可決するに賛成の諸
君の起立を求めます。

○坂田委員長 起立多数。よつて市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案は原案の通り可決いたしました。（拍手）

お諮りいたします。委員会報告書の内容作成、提出手續等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○坂田委員長 御異議なしと認めます。さように決しました。

この際一言ごあいさつ申し上げます。委員各位には暑さの中終始御熱心に討議を重ねられ、本案の審査に御

尽力下さいまして、本日委員会の審査を議了いたしました。ここに委員長として心から感謝申し上げ、連日にわたる御協力に対し厚く御礼を申し上げる次第でございます。(拍手)

本日はこれにて散会いたします。次会は公報をもってお知らせいたします。

午後六時二分散会



〔参照〕

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)に関する報告書

(別冊附録に掲載)